

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成25年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成25年10月4日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成25年10月4日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後4時42分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第2号議案 沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例
- 2 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 3 乙第10号議案 財産の取得について
- 4 乙第11号議案 訴えの提起について
- 5 陳情平成24年第76号、同第77号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第121号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第159号、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第200号、同第205号、陳情第2号、第7号、第12号、第14号、第16号、第17号、第19号、第21号、第34号、第45号、第48号、第50号の4、第60号、第69号、第72号、第73号、第84号、第85号、第87号、第88号、第90号、第92号、第95号、第98号、第102号の2、第103号、第104号の4、第108号の2、第122号及び第123号
- 6 閉会中継続審査（調査）について
- 7 審査日程について

出席委員

委員長 中川京貴君

副委員長	仲宗根	悟	君
委員	具志堅	透	君
委員	桑江	朝千夫	君
委員	浦崎	唯昭	君
委員	新里	米吉	君
委員	新垣	清涼	君
委員	奥平	一夫	君
委員	金城	勉	君
委員	新垣	安弘	君

委員外議員 なし

欠席委員

嘉陽宗儀君

説明のため出席した者の職・氏名

環境生活部長	當間	秀史	君
環境整備課長	比嘉	榮三郎	君
自然保護課長	富永	千尋	君
土木建築部長	當銘	健一郎	君
土木整備統括監	末吉	幸満	君
技術管理課長	池原	盛美	君
道路街路課長	仲村	守	君
河川課長	徳田	勲	君
都市計画・モノレール課長	伊禮	年男	君
港湾課長	村田	和博	君
空港課長	嘉手納	良文	君
住宅課長	嘉川	陽一	君
住宅課住宅管理監	久田	武彦	君
企業局長	平良	敏昭	君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第2号議案、乙第8号議案、乙第10号議案及び乙第11号議案の4件、陳情平成24年第76号外48件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長、環境生活部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 お手元の配付資料1、乙号議案説明資料により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年第4回沖縄県議会乙第6号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

伊良部大橋橋梁整備第8期工事（主航路部上部工その4）の契約金額7億9997万4000円を1806万円増額し、8億1803万4000円に変更するものであります。

当該工事は、伊良部大橋における主航路部上部工の中央径間部の鋼製箱桁を大型クレーン船により一括架設する工事で、今回の変更は、桁架設に必要な仮設工やさび除去作業を追加するなど、設計の一部変更に伴い契約金額を増額変更するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○仲村守道路街路課長 道路街路課長の仲村でございます。

お手元に配付しております乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、A4版横使いの説明資料、資料2-1で説明をいたします。

1ページ目をごらんください。

上の図は、伊良部大橋の完成予想図となっております。

下の図は、伊良部大橋を含めた平良下地空港線改良事業の位置図で、右側が

伊良部島側となっており、今回、変更対象の工事場所を黄色の丸い囲みで示しております。

2 ページ目をごらんください。

上の写真は伊良部大橋の8月の状況写真です。

主航路部の主桁の架設が終了し、右側に位置する伊良部島側のPC箱桁の架設が始まっております。8月の写真でございますので、右側の端の支柱まで既に箱桁がつながっております。

3 ページをごらんください。

左上の囲みは平良下地島空港線の全体事業概要、中段の図は海中道路を含めた海上部の工事進捗状況、下段は今回改定契約を予定している工事の契約額と請負者等となっております。中段の図で赤塗りの箇所が、今回、改定契約を予定している工事箇所となっております。平成25年第4回定例会で議決いただきました伊良部大橋橋梁整備第8期工事（主航路部上部工その4）の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するものであります。

4 ページをごらんください。

主航路部上部工その4の変更内容について御説明いたします。

橋桁架設作業時に橋脚上への出入り及び作業スペースの確保のために、仮設足場や橋脚周り足場の追加やさびの除去作業を行うなど、設計の一部変更に伴い契約金額を変更するものであります。左側の写真が仮設足場及び橋脚周り足場の設置状況であり、右側の写真がさびの除去作業状況となっております。

この設計変更による主航路部上部工その4の増額は、1806万円となっております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 たびたび小さい額の変更が出てきます。これはやはり工事の進捗状況を見ながら、細かい作業は追加しながらやったほうがより実効性があるといえますか、そこら辺の問題がありますか。当初から予定を入れて計算す

るよりも、基本的なものは予算を組んで、細かいさびや橋桁とかは進捗状況を見ながらやっていくと。長くなれば長くなるほどさびはつきやすいですね。短ければひよっとしたらやらなくていいかもしれません。その辺の工事の進め方でそういった問題があって、細かいことがたびたび追加されているので、専門的な皆さんからお聞きしたいです。

○仲村守道路街路課長 今回の変更は、当初の契約が3月1日に本契約をしまして、その3日後に請負者から工事の効率性の向上とか、安全性の向上のために仮設の足場を設置してはいかがかという提案がございました。さらに、さびの状況については、宮古島の下崎埠頭というところに桁を1年余り仮置きしていましたが、周辺のスクラップから飛んできた鉄くずとといいますか、それが桁の上に付着しまして、もらいさびを受けたので、さびの除去が必要になってきました。このように現場の状況は、当初の発注のときに想定できない部分が多々出てまいります。その都度変更協議をして、部長等の了解を得ながら、現場に指示を出して変更してまいります。例えば、今回のケースですと3月4日に提案があったわけですが、足場の提案があった際に、それを甲乙協議で了承し、今回の変更に至るまでに時間がかかっておりますが、これは足場の設置に必要な歩掛かりがないので、現場の調査をしながら歩掛かりをこしらえて積算をしたという事情があります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 はっきりとわからないのでお聞きします。例えば、今実際、仮設足場や橋脚周りの足場は取りつけて仕事をしているという一予算はつけていないがつけてやっているということですか。

○仲村守道路街路課長 既に設置して架設が終わり、足場も撤去しております。

○奥平一夫委員 撤去している。ただその分の予算を補正したいということですか。

○仲村守道路街路課長 補正というよりは、変更契約でございます。

○奥平一夫委員 変更契約。この辺がわかりません。なぜ変更ですか、ただ仮

設足場をつけるだけなのに、なぜ変更になりますか。

○仲村守道路街路課長 足場の設置にかかる費用を増額するための変更契約です。

○奥平一夫委員 設計変更とあったのではないですか。

○末吉幸満土木整備統括監 我々が設計変更とするのは、積算、発注の設計の変更です。ですから、設計というのは橋梁の設計変更ではなくて、この工事に係る設計書、発注設計書の変更ということで、設計変更という言葉を使っています。

○奥平一夫委員 残りの部分についての—いわゆる完成までの日程を教えてくださいませんか。

○仲村守道路街路課長 説明資料2-1の3ページ目の真ん中の絵をごらんください。先ほど説明したように、今回、審査いただいているのは赤塗りの部分ですが、右側に青色で塗っている部分があります。これは現在施工中の伊良部島側までのPCの箱桁の工事区間です。この工事区間は別件で発注し、既に工事を進めております。この工事が大体来年の10月ごろにはつながって終わる予定です。直ちに橋面の舗装や残りの工事を平行して進めながら、平成27年1月には供用開始ができるという大まかな工程を組んでいます。

○奥平一夫委員 そうすると海中道路ですが、これも平行して行われるわけですか。

○仲村守道路街路課長 はい。海中道路の部分は既に9割方施工は終わっています。

○奥平一夫委員 この工事によって影響を受けたと見られる海浜一砂の移動についての取り組みを聞かせてください。

○仲村守道路街路課長 長山の浜が海中道路の施工に伴いまして、侵食を受けております。当時、私がいたときに侵食が始まりまして、そのときには仮設の土のう等を積んで対策をしました。その後、海岸の専門の先生ともいろいろと

協議をして、突堤をつけたほうが効果的という提案がありましたので、3つの突堤をここの6月30日までに設置し、砂を戻しております。その結果、この工事の完了後は砂の移動は確認されておられません。砂の状況については、今後とも継続して観測を続けていくことにしております。

○奥平一夫委員 現場の絵はありますか。

○仲村守道路街路課長 今、手元にございませんで、後ほど提供したいと思えます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 予算の仕組みをお聞きします。このように追加の工事が出てきていますが、これは総事業費が380億円となっています。その工事を進めて行く途中で何度か追加工事が出ていますが、トータル予算との兼ね合いというのは、最初で見込んでトータル予算をつくるのか、あるいはある程度想定して数字を出しておいてその必要に応じて追加と出しているのか、この辺のところを説明していただけますか。

○仲村守道路街路課長 当初はやはり概算の金額になります。詳細の積み上げや現場の状況の変化がありますので、若干の工事費の変動がございます。その都度予算の確保をしていくことになります。この事業は、当初320億円の概算の事業費を予定しておりましたが、今、御審査いただいている主航路部の橋種が変わったこともありまして、現在は380億円という予算です。

○金城勉委員 こういった橋梁や土木工事はやむを得ない性格のものとして、そういうふうになっていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今、道路街路課長から説明がありましたように、私どもは1つの事業をするときに、例えば、この伊良部の橋梁の工事ですが、用地費が幾らです、工事費が幾らです、測量資金が幾らですというのは過去の事業の中から一同じような事例から持ってきます。用地単価も当然鑑定が入らないとわからないような単価になりますので、物件等の補償の価格も調査に入らないとわかりません。そういうものは事業に入ってから、実施設計、実地調

査をして固めていきます。そのために当初、我々が概算で言っていた320億円の事業費は実施設計をやって、あるいは調査をやって、用地の鑑定、物件の補償をやって、膨らんだりしぼんだりします。それはその都度、事業費の見直しをさせていただいて、総事業費幾らに対して次年度幾ら、再来年度幾らという予算のつけ方をしていきます。今回、工事が1800万円の増額をしますが、総トータルの工事請負の中で我々は予算を確保していきます。

○金城勉委員 やってみたいとわからないということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 清算的な要素は当然出てきます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 この足場は、いわゆるさびを除去するための足場ですよ。

○仲村守道路街路課長 さびを除去するための足場ではなくて、資料2-1の4ページの写真を見ていただきますと、橋脚周り足場とございます。そこに登っていくための仮設の足場です。橋脚の上にこの橋桁が乗っているので、その乗っている部分で作業をするために出入りするための足場です。右側のさびを除去している状況ですが、これはまだ架設する前の下崎埠頭に置いているときのさびの除去作業です。

○桑江朝千夫委員 変更増額の金額は、さびを除去する作業のものも含まれているということですよ。

○仲村守道路街路課長 金額には仮設の足場の設置、橋脚周りの足場の設置、さびの除去作業、ほかにジャッキの撤去の作業だとか、トータルしますと13項目の細々とした変更を含んでいます。

○桑江朝千夫委員 さびを除去するための足場ですよ。

○仲村守道路街路課長 さびは地上に置いたときにさびを除去しております。

○桑江朝千夫委員 桁とは関係なく、この予算の中には除去の部分が入ってい

るわけですね。

○仲村守道路街路課長 そのとおりでございます。

○桑江朝千夫委員 先ほどから気になっているのは、もらいさびと言っていますが、これはもらいさびがなければこの部分は省けたのですよね。

○仲村守道路街路課長 そのとおりでございます。

○桑江朝千夫委員 さびた要因といたしますか、管理が悪かったのではないですか。さびがつくことはしょうがないことですか。

○仲村守道路街路課長 この橋桁は約1年宮古島の下崎埠頭に置いていました。そこはいろいろな資材が入っています。そこに車両等のスクラップが仮置きされています。

○桑江朝千夫委員 それは聞きました。

○仲村守道路街路課長 そこからの鉄くずが飛んで来て……。予想ができませんでした。

○桑江朝千夫委員 さびがなければ必要ないですね。管理の問題があつて、過失とまではいいませんが、そういったことを想定しなかったと言いますが、海の周りだし、管理の悪さがありながらここに転嫁すると一予算を支出するということが納得しないわけではないですが、もう少し管理ができたのではないですか。

○當銘健一郎土木建築部長 さびについてですが、去年、主航路部の架設ができなかったために1年間置いていたこともまずは想定外です。もらいさびをするということも予想をしていなかったものですから、こういったことになってしまいました。ですから、当初から想定して、確かに桑江委員のおっしゃるように十分な養生をすとか、そうすればこれはなかったかもしれませぬ。そのときには想定できなかったのもので、今後こういったことがないようにしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 さび処理ということですが、さびを除去するという話ですよ。その後はどうしますか。またさびがつきませんか。

○仲村守道路街路課長 塗装をした上に鉄の粉が飛んできて、その鉄粉がさびになり赤茶っぽく周りを色づけしています。それを除去すると塗装の表面が出てまいりますので、それで完了になります。

○具志堅透委員 それで再度さびが出ることはないですか。

○仲村守道路街路課長 鉄粉が飛んでくるという環境になりませんので、洋上に架設されますので、もらいさびはないと思います。

○具志堅透委員 もらいさびで今回、付着した部分を除去したと。中からの本来の部分のさびではないと解釈していいですか。

○仲村守道路街路課長 そのとおりでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 先ほどの金城委員の予算の問題とのかかわりで、基本的な話をします。橋や土木工事を進める中で、以前、土木建築部長に話をしたことがあります。地域住民や日ごろ道路を使っている皆さん、関係者の皆さんとの調整の中で道路の問題について、混雑等々が予想される中で、そのことについて総予算の中でやってみないとわからないということがありましたが、混雑とかいろいろなぐあいを加味して考えるときに、当然、最善の方法で地域住民にサービスをしていくことが基本的に大事なことだと思います。それについて土木建築部長の答弁をいただきたいと思います。

○當銘健一郎土木建築部長 こういった道路や橋梁、公共施設の工事については総予算というものを県議会で議決をいただいて、その中でやるという努力をします。やはり今浦崎委員のおっしゃるように、地域の住民から工事の施工に

当たっていろいろな御要望があるとか、実際にやってみると想定していなかったようなことが出てきて、その総予算を超えるようなことになる。あるいは金がかかるような仮設工事なり何なりが必要になると。そういう場合には議会の御理解を得て、予算をふやすことも当然できます。必要なものは必要に応じてきちんとやっていくということで対応したいと思います。

○浦崎唯昭委員 全く同感です。全くそのとおりだと思っています。ただ、そういった話をしたときに、なるべく安くしたいということで、少々我慢してもらいたいという話を聞いたことがあるので、そうではないという認識をすればいいということでもいいわけですね。

○當銘健一郎土木建築部長 はい。

○浦崎唯昭委員 ありがとうございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 仮設足場、橋脚周り足場。当初、主航路部の上部4部を設置するときには仮設足場は想定されなかったのですか。

○仲村守道路街路課長 当初は橋脚周りにアプローチする際には、桁の上にマンホールがございます。脇にマンホールがございます。桁の上のマンホールから入って、桁の脇についているマンホールから出てきて、足場へアプローチするというのを予想しておりまして、そこを出入りする作業員が多くなるし、マンホールの大きさが70センチメートル掛ける40センチメートルほどの大きさですので、請け負った企業から安全性や効率性をもっと向上させるためには、足場を設置してアプローチしたほうがいいのかという提案がございました。

○新垣清涼委員 それは去年設置できなくて、1回中止になりましたよね。今回の工事の主航路部を設置するとき、やはりその部分はできているわけだから一できていますよね。ですからこういう作業が出てくる、作業するときには人の出入りが多くなる。だから、この部分はもう少しきちんとしたほうがいいのかということをそのときに提案はなかったのですか。

○仲村守道路街路課長 そのときには提案はございませんでした。

○新垣清涼委員 結局、業者はそこに設置するとき現場を見ているわけですから、そのときにそういった提案があってもよかったのではないかと。この部分だけ概算とかそういった補正予算を組んで、これが通ってからまた1800万円の追加。先ほどさびの話もありましたが、少しずつ出しているような感じがします。識名トンネル工事の件もあるので、何か一気に大きな金額を出すというところと問題があってやっているのかと、変な勘ぐりをしたくなります。なぜ仮設の足場を設置するとき、普通に安全にするためには想定されていたのではないかと疑問があったものですから尋ねました。今回の1800万円の13項目とおっしゃっていますが、仮設とさびの部分が主にここですか、どれくらいの予算ですか。

○仲村守道路街路課長 仮設の写真にあります足場で精算金額879万円です。さびの除去作業に336万円かかっています。

○新垣清涼委員 さび処理作業に336万円。わかりました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 次に、資料1の2ページをお開きください。

乙第10号議案財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、新石垣空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は1億132万5000円、契約の相手方は帝國繊維株式会社であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嘉手納良文空港課長 それでは、乙第10号議案の財産の取得について御説明申し上げます。

説明資料2-2をごらんください。

説明資料の1ページをお開きください。

現在、新石垣空港におきましては、航空機の火災その他の事故に対処するため、3台の空港用化学消防車が配備されておりますが、そのうち1万2500リットル級の消防車については平成8年に配備されたものであり、相当の年数を経過していることから、緊急時において化学消防車本来の機能が果たせなくなることを回避するため、更新するものであります。入札の方法、内容につきましては、一般競争入札により実施したところ4社の応募があり、予定価格1億6277万6798円に対して、帝國繊維株式会社が1億132万5000円で落札しております。

次に、2ページをお開きください。

納車までのスケジュールであります。ことし6月28日に一般競争入札の公告を行い、8月8日に入札の実施、8月19日に仮契約を締結しております。今議会の議決を受けて、本契約になる予定でございます。

新石垣空港への納車は平成27年2月の予定であります。

下段の(2)につきましては、今回、配備予定の化学消防車の主な諸元を記載しております。

3ページをお開きください。

今回、購入を予定している空港化学消防車の参考写真を掲載しております。参考写真は1万2500リットル級となっておりますが、今回の購入は1万リットル級となっております。この化学消防車につきましては、航空機の火災に対応するため泡消化剤と大量の水を搭載しており、走行しながら放水できるという高い消火性能、それと走行性能をあわせ持っております。

以上で、乙第10号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 化学消防車は法律で配置が決められていると思いますが、どういう法律のもとで配備をしたのか。それはどういう基準なのかをお聞かせください。

○嘉手納良文空港課長 これは国土交通省航空局のほうで定められた基準がございます。具体的には、空港における消火救難体制の整備基準が定められておりまして、その中で新石垣空港につきましては、消防車3台、3台の化学消防車の総タンク容量が1万8200リットルという規定がされております。

○奥平一夫委員 当然空港には今のように法律に基づいて配置をすることになっていると思いますが、配備する化学消防車は空港の広さとか大きさとか、そのことによって違ってきますか。例えば、那覇空港—3000メートル級の滑走路ではまた配備がどのように違いますか。基準についてもお願いします。

○嘉手納良文空港課長 実際の空港区分がございまして、航空機の機体の長さ、航空機の幅によって空港の配備区分が決められております。今回の新石垣空港につきましては、中型ジェット対応ということで、空港区分8という規定になっております。これにつきましては、県内の県が管理する空港では宮古空港と同じ区分になっております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 今持っている古い空港用化学消防車は、新しい空港用化学消防車が入って来たらどうなりますか。

○嘉手納良文空港課長 現在の消防車は15年を経過しているということで、これにつきましては廃棄処分を考えております。

○新垣安弘委員 耐用年数としても限界に来ているわけですか。

○嘉手納良文空港課長 一般的にメーカーの部品の製造供給する期間というのが15年です。15年を過ぎると部品の供給ができなくなるということがござい

ます。国のほうでも耐用年数15年を定めておりますので、県についてもそのような取り扱いを行っております。

○新垣安弘委員 今までも何カ所か消防車を入れたことがあると思いますが、メーカーはやはりこちらですか。ほかのメーカーもありますか。

○嘉手納良文空港課長 ほかのメーカーもございます。過去5カ年の実績を見ますと、今回の帝国繊維株式会社以外一株式会社オカノという会社も納入しております。

○新垣安弘委員 最後に、空港によって、飛行機の機種によって、それなりの規格の消防車を置かなくてはいけないということがあると思いますが、南北大東一南大東島か北大東島のどちらかの空港で、今ある消防車では飛行してもらいたい飛行機に飛行してもらえないから、大きいレベルの消防車を入れてほしいという要望は上がっていませんか。視察に行ったときに聞いた気がします。

○嘉手納良文空港課長 特に、我々空港課のほうでは、南大東島村、北大東島のどちらの村からもそういう要請は今受けておりません。

○新垣安弘委員 わかりました。この間の南北大東島の視察で聞いた気がしますので、確認してみます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 先ほど新石垣空港の消防車のタンクの容量として1万8200リットルと。そうしますと今回は1万500リットルですが、残りの2台はそれぞれどのくらいの容量になっていきますか。

○嘉手納良文空港課長 残りの2台は6000リットル級が配置されております。

○新垣清涼委員 今回のものが一番性能がいいということになりますね。放水距離は80メートル以上になっていきますが、表示としてはそのような表示ですか。最高80メートル。要するに何かあった場合に80メートル以上となると、80メートルよりも離れてもいいのかという、表示としてはそのような表示の仕方です

か。

○嘉手納良文空港課長 放水距離が80メートル以上という規定になっております。理由につきましては、やはり航空機の火災は燃料を含んでおりますので、ある程度離れた距離から消火を行うということで、そういう規定になっております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当銘健一郎土木建築部長。

○当銘健一郎土木建築部長 次に、資料1の3ページをお開きください。

乙第11号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者71件、72名に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いについて訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嘉川陽一住宅課長 3ページ、訴えの提起についての請求の趣旨について御説明いたします。

原告となる沖縄県が、被告となる滞納者らに請求することは、(1)被告らに対し被告らの入居している県営住宅の明け渡しを求めます。(2)被告らに対し未納家賃及び契約解除日の翌日から明け渡しの日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償の支払いを求めます。(3)訴訟費用は被告らの負担とすることを求めます。

以上についての判決及び仮執行の宣言を求めるものであります。

訴訟遂行の方針といたしましては、必要があれば上訴し、または和解するものといたします。

次に、配付した説明資料2-3、乙第11号議案訴えの提起についてをページ順に簡単に説明いたします。

1 ページは、訴えの提起概要についてです。

今回の議案における訴えの提起対象者は71件、72名であります。1件で複数名を対象としている事例があるのは、名義人が死亡後、その住居を名義人の親族が不法占有し、かつ滞納となっているものであり、占有者2名を訴える必要があるためです。今回の71件の滞納総額は、1334万7400円です。

2 ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についてです。それぞれ滞納月別に短期、中期、長期滞納者の対応について示しております。法的措置の実施については、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めないものに対して行っております。

4 ページは、生活に困窮している入居者への配慮についてです。入居者の世帯収入の状況に応じ、収入再認定又は県営住宅使用料の減免を行っており、その実施状況は表に示すとおりです。

5 ページは、法的措置の実施状況と結果についてです。平成21年度から平成24年度までの法的措置の実施状況を示しており、提訴後の状況は(1)から(5)のとおりとなっております。明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としては家庭状況に可能な限りの配慮を行い、必要に応じて福祉事務所と連携しながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

以上が、今回提出しております当議案の概要説明でございます。

訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経なければならないことから、本議案を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 2月定例会のときに、減免措置の中で減額措置はあるが免除措置はとっていないということで、6月議会までにそれを検討して実施できる

ようにということで、たしか新聞報道でそれができるようになったということがありました。その資料をいただきたいです。どこがどのように変わったのか。それと同時に免除申請のできる条件といいますか、免除措置の内容を説明してください。

○嘉川陽一住宅課長 全額の減免規定につきましては、本年の6月14日付で、県営住宅家賃減免要綱の一部改正を行っております。この中では、生活保護による住宅扶助の受給者が疾病等により長期の入院加療のため住宅扶助を停止された者については、減免の対象として家賃を免除するという規定を設置しております。さらに今回の改正では、非婚世帯につきましては、寡婦控除を受けたときと同等となるように家賃の減免及び家賃の免除規定もあわせて設置しているところでございます。

後ほど資料を提供いたします。

○新里米吉委員 免除措置ができるようになって一6月からこの間に免除申請はありましたか。

○嘉川陽一住宅課長 今のところ、まだ新しい規定に基づく免除申請はなされておられません。

○新里米吉委員 それは免除ができることを周知していなくてそうなのか、それに該当する人が今のところいないのかという問題があります。周知していないとなると、例えば、今回の問題になっている訴訟対象者の中にそういう方がいないのかどうか。申請しないから悪いではなくて、今回の問題として上がってきている人たちをチェックして、そういった該当者がいないかどうかを一たくさんではないと思いますので、それをやるべきだと思います。そこまで気を使っていますか。

○嘉川陽一住宅課長 新しい規定ができたということについては、指定管理者を通して各団地の自治会に周知しているところです。今回の規定に基づきまして、例えば、生活保護の受給者の方でたまたま長期の入院をした方がおられなかったということもあると思います。それから、非婚世帯の方につきましては、所得のランクが一番低いランクに既になっているという方がほとんどです。それで、なかなかそれに該当する事例が出てこなかったということだと思います。

○**新里米吉委員** なかなかそういう皆さんは、余り人に会いたがらないといえますか—私も自治会で10年に1度くらい班長になるので回ったりすると、そういった方は自治会にも入らないし、しかし、外灯料金は全員から徴収することになるので外灯料金のお願いに行っても、中に人がいる気配はあるが出てきません。これはやはりそういうことをやっているとはよくわかります。そういうことからしても、実際に非常に面接しにくいだろうと思います。人が来ると金をとられるのではないかということがあろうと思いますが、警戒しています。せつかく免除できるのに、人と会いたがらないそういった人たちは、免除申請さえも知らないということも考えられますので、そこは指定管理者にもよく伝えて、免除できますというチラシを入れましただけではなくて、そういった該当者がいないかどうかを少し丁寧にやったほうが—訴訟を起こすわけですから、訴訟が起きる前にあるいは起こした後でもしっかりとやってもらうように要望したいと思います。資料2-3の5ページに訴訟中が14件とありますね。その中で資料2-3の1ページに占有者2名を訴える必要があるとあります。そういう名義人以外の方がそのまま占有しているということ以外に、14件の主な内容はどのようなものがありますか。

○**久田武彦住宅管理監** 訴訟中というのは、今退去していただくという形で、強制執行に至る前に家賃を支払いなさいという訴訟です。今現在訴えの提起をしております。訴えの提起の訴訟ということで理解していただきたいと思いません。

○**新里米吉委員** 今の説明からしますと、相手側も争って—私はおかしいと思うということで裁判で争っているという意味ではないということですね。

○**久田武彦住宅管理監** 家賃を払ってなくて、それを払ってくださいという訴えと、退去をお願いしますという訴えです。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 直接これとはかかわりないですが、今、新里委員から新しく制度ができているのにきちんと周知できているのかという—非常に気になるところがあるという話がありました。例えば、事故に遭って少し身体的に重い方が3階以上に入居しているときに、1階に移りたいという場合に、そういう場

合の対応として皆さんは1階のあきを待つのか、こういった方法をとられていますか。

○嘉川陽一住宅課長　そういう申請が一最近は高齢による体の不自由などで、上の階に住んでいる方々が1階に移りたいという申請がかなり出ています。やはりその場合にも、議員がおっしゃるように1階の部屋があくことを待つということになります。そういった申請が出てきた場合には、住みかえを許可するという形で1階のあきを待っているという状況になっています。

○新垣清涼委員　長年住んでいると高齢になる方もおられるし、事故で車椅子を使わなくてはいけない、あるいは車椅子でも自分では使えなくて、要するに誰かの介護が必要などいろいろな状況あると思います。今おっしゃるように1階のあきを待つことでしか対応ができなくなると、上の階に住んでいる方が移してもらえることはありがたいことですが、もう一步踏み込んで、1階に住んでいて健康な方がいるのであれば、このように困っている方がいるので、1階に住んでいる皆さんでどなたかよければかわってもらえませんかとか、そういった踏み込んだサービスができませんか。

○嘉川陽一住宅課長　そういうところは、やはり団地の自治会を通して住民の方にそういう呼びかけをすることも考えられますので、今後そういうところも研究してみたいと思います。

○中川京貴委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員　自主退去をした方が25件ありますが、この方々は一応全部未納分は支払ったということで理解してよろしいですか。

○久田武彦住宅管理監　支払った方もおりますし、支払っていない方も多数おります。

○新垣安弘委員　支払ってない方に対してはどのような対応になっていきますか。

○久田武彦住宅管理監　退去した後に順次支払っていただくように、指定管理

者もしくは我々のほうから督促しております。

○**新垣安弘委員** 連帯保証人の件ですが、入居するときには連帯保証人は1人ですか2人ですか。

○**久田武彦住宅管理監** 原則1人をお願いしています。

○**新垣安弘委員** 問題が生じた場合に連帯保証人への責任の請求の仕方—どこまで追及されるのか、その辺のところを教えてください。どの時点で、連帯保証人に実質的な責任が問われるような、痛みを伴うような追及がいきますか。

○**久田武彦住宅管理監** 長期滞納者に対して、6カ月以上の滞納をした場合には連帯保証人に連帯保証債務の履行請求書を送付します。

○**新垣安弘委員** 例えば、自主退去した方がいて、支払っていった人もいますが、支払いをしていない人もいます。そこはずっと本人を追いかけて続けるのか、それとも連帯保証人に支払いを強く請求できるのか。その辺の連帯保証人に対する法的な責任といいますか、追及できる部分を教えてもらえますか。

○**久田武彦住宅管理監** 通常の県の債権管理と一緒に、両方の方に督促しているという状況です。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○**金城勉委員** 今回、71件の手続になります。71件の中で収入再認定とか、あるいは家賃の減免制度のこととか、そういった相談をした件数はわかりますか。

○**嘉川陽一住宅課長** 71件の中に収入再認定の方が2件ないし、3件います。そのほか、収入未申告の方が13件います。

○**金城勉委員** 未申告ということはどういうことですか。家賃は収入に応じて家賃設定はされるわけですね。申告がないということは、家賃の設定ができないということにつながりませんか。

○嘉川陽一住宅課長 公営住宅の家賃は応能応益ということで、金城委員のおっしゃるように収入に応じて家賃が設定されることとなります。したがって、毎年収入を県に申告していただいて、その申告に基づいて家賃を設定することとなります。もし家賃の設定がなされない場合は、いわゆる近傍同種家賃ということで、一番上のランクの家賃が課されるということとなります。

○金城勉委員 ここがよくわかりません。本人にとっても申告して、自分の能力に応じた家賃設定をしたほうがいいわけで、そうでなければ今、おっしゃるように近傍同種の最高額が設定されるということで、不利益をこうむるわけです。それが13件もあるということは、どういった理由が考えられますか。

○嘉川陽一住宅課長 いろいろ理由があると思います。我々もそういった状況になるということは周知をして、申告してもらうように指定管理者を通じて入居者の方に伝えているところです。一部には、例えば、県の許可を得ずに同居をさせているという方がいるという話もあるようです。そうしますと、所得がかなりオーバーしているという状況になるので、あえて申告しないという方がいると聞いています。

○金城勉委員 しかし、それにしても結局は訴訟にされて、強制的に出て行かざるを得ない状況にまで追い込まれます。この辺がよくわからないところです。滞納して再入居—滞納したものを全額支払いして再入居したのが3件、自主退去が25件、強制執行25件、明け渡し5件、判決が出た後も占有しているのが22件と。この数字を見るとどうでしょうか。厳しい経済状況の中でも一生懸命に何とか努力をして工夫してやろうという人が少ないのか。全額支払いして再入居したのが3件にしかすぎない。あとは退去した人が25件ですが、強制執行が25件、明け渡しが5件、明け渡し後の占有22件は、やはりこういった経済的に厳しい方々だと思えますが、何とか工夫してやったほうが本人のためにはいいと思います。一般のアパートに移ればなお家賃は高くなります。その辺の事情がどうですか。

○嘉川陽一住宅課長 我々も指定管理者を通して、家賃—先ほど御説明しましたとおり、短期1カ月滞納、3カ月滞納、6カ月滞納という場面で、ステップを踏んで事情聴取しながら家賃を納めていただくようお願いをしていると。その中で、例えば、どうしても仕事がなくという場合には、先ほども言いましたように申告していただいて、ランクを年度途中でも下げていく方法もあり

ます。あるいは、場合によっては生活保護を受けられるという場合には福祉事務所への案内をやります。中にはやはり福祉事務所にも出向いていただけない方がいらっしゃることもまた事実です。

○**金城勉委員** その辺の理由がよくわかりません。場合によっては、一部でしようけれども能力がありながら支払いをしないという方も時にいると聞きます。その辺のバランスはどうですか。

○**嘉川陽一住宅課長** 今71件72名がリストに上がっていますが、実は今の時点で既に支払いをして、実際に滞納月数が3カ月を切ったり、あるいは滞納金額が20万円を切ったりということで、今回の訴訟条件をある意味ではクリアしている方々が何名もいます。したがって、やはり本当に払う能力がある方も実際その中にいると思っています。

○**金城勉委員** この辺の事情は個別いろいろな事情があると思うので、一概に言えませんが、そういった方々に対しては生活保護や福祉制度の相談、あるいは再認定、減免制度などさまざまな制度もあるので、それはやはりもっと周知徹底していただいて、やはり極力そういう方々はそういう制度を活用してもらった方がいいわけですので、今後大変だと思いますが、丁寧をお願いします。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** いろいろ議論されてきていますが、一番気になることは退去せざるを得なくなった皆さん、その方たちがその後にはほかの居住場所を求めるわけですが、皆さんは必要に応じて福祉事務所と連携をしながらとありますが、どのくらい連携するのか。どういった連携のやり方をしていますか。

○**嘉川陽一住宅課長** 平成24年度に強制執行になった方が7世帯おります。その方々については、やはり福祉事務所と確認をとりながら、転出先を確保されたことを確認した上で強制執行に至っています。

○**奥平一夫委員** 転居先が決まらなければなかなか強制執行に至らないという実情がありますか。

○嘉川陽一住宅課長 原則としては、移転先が確保されていることを確認してから強制執行しています。

○奥平一夫委員 先ほど、収入の話が出ていましたが、つまり、収入に応じて家賃が決まってくる。支払い能力のある皆さんが公営住宅に住むということですが、滞納して退去していく一強制執行される事情はどういうところから起きると考えていますか。どういう理由が多いのかお聞きしたいと思います。

○嘉川陽一住宅課長 平成25年7月から8月にかけて、家賃を滞納している40世帯に対して行った事情聴取によると、やはり一番多いのが失業、転職、給与等の収入減少が57.1%です。それ以外には、その他ということで学費の出費が25%、病気、事故等が12.5%という内訳になっています。

○奥平一夫委員 そういう理由を聞くと、心情としてはやはりそのままがいいのかと思ったりもします。ただ、ある意味税金でもあるので、それをきちんと徴収していくという皆さんの使命もあります。こういった強制執行、強制退去という形をとらざるを得ないことは大変厳しいと思います。この辺はやはりいろいろな実情に応じて、さまざまな退去の方法なり、福祉事務所との連携などきめの細かい対応をしていかなければ相当厳しい。失業したくなくても失業があったり、賃金の引き下げがあったり、子供の進学の問題があったりということをやむを得なく滞納しているという実情も酌み取りながら、大変厳しいですがその辺は勘案しながら検討していただきたいと思います。

話が少し違いますが、例えば今、指定管理になっていますので、滞納者に対して家賃徴収のためにどれくらい本人を訪ねて、直接本人と面談するのは月に1回なのか、何カ月かに1回なのか。それともこれは全部郵送で案内をしていますか。

○嘉川陽一住宅課長 我々の説明資料の中にもございますが、1カ月滞納する方に対しては文書等によって、あるいは電話等による催促でお願いしています。それが3カ月になった場合には、指定管理者が訪問をして直接事情を聞くということを行っています。それでも応じない、半年たつという場合には、直接県から出向いて行って、連絡をとって面談をするということです。

○奥平一夫委員 今、別のことを考えていまして、つまり高齢者のひとり暮らし

しの方で公営団地に住んでいる方もいらっしゃるわけですね。どれくらいの割合で住んでいるのか御存じありませんか。

そういう方もいらっしゃるわけですから、最近よくいわれる孤独死の問題もあります。郵送や電話だけではその辺の確認も難しい。それはほかに福祉事務所がやるということもありますけれども。お聞きしたいことは、公営住宅で孤独死をしたという事案はありますか。例えば、この五、六年の間に発見までに1カ月後だったという事案はありますか。

○嘉川陽一住宅課長　　ございます。

○奥平一夫委員　　この5年くらいで何件くらいありますか。

○久田武彦住宅管理監　　具体的な件数はわかりませんが、二、三件程度あったと記憶しております。

○奥平一夫委員　　もう一点お聞きしたいことは、県営、公営住宅で一今ないと思いますが、以前は築20年、30年たった公営住宅の庭の部分に菜園をつくって仕事をしている方がいました。今、そういった事例はありますか。

○嘉川陽一住宅課長　　わずかな土地、小さなところに花を植えたりしている方はいます。

○奥平一夫委員　　菜園、いわゆる野菜畑にしている方はいませんか。

○嘉川陽一住宅課長　　そういった事例を見たことはあります。

○奥平一夫委員　　消費税が来年から上がります、物価もだんだん上がってきています。そうしますと、収入がこれだけ低い皆さんが非常に生活が苦しくなってきます。その上に生活保護費も引き下げられる事態になっていて、こういった事案はこれからふえるのではないかと非常に危惧しています。ですから、この辺をどうするかと一ふえるだろうと予測されますが、土木建築部長、それはそのように考えませんか。どうなると思いますか。

○當銘健一郎土木建築部長　　来年4月から消費税増税が予定されているということですが、公営住宅の家賃については転嫁されませんのでそのままです。た

だ、実質的な物価の上昇は消費税が転嫁されてくるでしょうから、そういう意味では、住居に回す費用が相対的に厳しくなるということもありますので、これは少し様子を見ながら、何らかの対応が必要であれば考えていきたいと思っています。

○奥平一夫委員 ぜひこの辺も検討しながらお願いしたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認したいのですが、今回の71件の対象者というのでしょうか、この方々、皆さんも面談もしながら通知も出しながら最終手段の訴えの提起と。毎回私たちの判断として、払える能力はあるのだけれども支払っていただけない方々がリストアップされていると私たちは理解していますが、それでよろしいでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 3カ月以上の滞納あるいは20万円以上の滞納がある場合ということですが、やはりここで訴えている方々は、我々が家賃を滞納しているということと呼び出しを行っても全く応じてくれない。滞納している方でもいろいろな事情があります。支払う意志がある方については、分割ということで納入を認めている場合もありますので、そういった相談ができるわけです。しかしながら、そういった呼びかけにも全く応じてこない、また過去にも同様に訴えられた経歴があるという方々を今回訴えさせていただいております。

○仲宗根悟委員 あと1つ確認です。4年間のデータということで755件が示されています。今回は71件ですが、年々の推移といいますか、ふえたり減ったりがあると思いますが、71件は前回、前々回に提訴した件数と比べるとどういった推移ですか。

○嘉川陽一住宅課長 今回71件ですが、去る2月議会では58件ということで13件ふえている状況です。1年前の9月議会と比較しますと、1年前が120件ということですので、1年前と比べると49件減っているという状況です。

○仲宗根悟委員 年々といいましょうか、訴えを提起しながら住民の皆さんも意識といいますか、そこで住む以上はもちろん支払う義務は発生しますので、

その辺の意識が年々伝わっている—伝わっているという言い方はおかしいですが、そういったことがあるのかと思います。去年でしたか、150件から50何件、70何件と減っていく状況だと思います。住んでいる皆さんは、住んでいる以上は支払う義務が発生するわけですから、その辺の意識は皆さんありますよね。

○嘉川陽一住宅課長 今の御質疑に関連してということですが、県営住宅の徴収率は年々改善をしております。過去5年間の推移、平成20年度以降の推移を申し上げますと平成20年度86.5%、平成21年度86.5%、平成22年度86.8%、平成23年度87%、平成24年度87.5%ということで収納率は確実に向上しているという状況です。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

補助答弁者の入れかえをお願いします。

(休憩中に補助答弁者入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外33件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります資料3 請願・陳情に関する説明資料により、順次、御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

変更部分には下線を引いております。

23ページの平成25年陳情第50号の4 平成25年度「離島・過疎地域振興に関する

る要望事項」に関する陳情記の21の処理概要について御説明申し上げます。

「平成21年度において、既存ランタンの高質化および増設による改善が図られております。恒久的な夜間照明については、今後、関係機関と調整を図りながら、その必要性について、検討していきたいと考えております。」から「平成21年度に既存ランタンの高質化及び増設による改善が図られておりますが、自衛隊や南北大東村から、より効率的で安全な施設整備を求める要望があります。そのため、急患輸送に必要な夜間照明施設について、関係機関と調整を行い、早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。」に変更しております。

30ページをお開きください。

平成25年陳情第73号安里川の擁壁に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

「詳細な調査を行うこととしております。今後、調査結果を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。」から「現在、護岸の定点観測や洗掘状況等の詳細調査を行っているところであり、その結果を踏まえ適切に対応していきたいと考えております。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情11件について御説明申し上げます。

31ページの平成25年陳情第84号武富地区急傾斜崩壊危険区域の崩壊防止対策に関する陳情及び32ページの平成25年陳情第85号武富地区急傾斜崩壊危険区域（武富ハイツ内）の補修及び防災対策工事を求める陳情の処理概要につきましては、28ページの平成25年陳情第69号と同じ内容となっております。

33ページの平成25年陳情第87号南ぬ島石垣空港国際線ターミナルの施設拡張及び機能拡充を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

新石垣空港国際線ターミナルの施設拡張等につきましては、平成25年7月に開催した、石垣空港ターミナル株式会社、沖縄県及び石垣市の三者による新石垣空港国際線旅客施設増改築検討会議において、施設の設置管理者である石垣空港ターミナル株式会社が事業主体となって取り組むことが確認されております。また、県におきましては、事業の公益性に鑑み、地元石垣市とともに所要の経費を負担することとしております。県としましては、石垣空港ターミナル株式会社、地元石垣市や関係機関と連携し、同空港国際線ターミナルの施設拡張等が早急になされるよう努めてまいります。

34ページの平成25年陳情第88号集中豪雨における県管理道路の安全対策を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

1、道路の管理については、日常のパトロール以外に台風や大雨後の臨時点

検で危険箇所の確認を行い、道路防災保全事業で必要箇所の対策を行っております。なお、台風4号による県道79号線伊原間地区の土砂崩れ箇所については、災害査定を終え、復旧工事の準備を行っているところです。

2、石垣市における道路については、冠水箇所の確認を行い、対策についても、石垣市や県の関係機関と道路冠水対策検討会を開催し、連携して取り組んでおります。今後とも引き続き、道路の冠水対策に努めていきたいと考えております。

35ページの平成25年陳情第90号南ぬ島石垣空港国際線ターミナルの施設拡張及び機能拡充を求める陳情及び36ページの平成25年陳情第92号新石垣空港国際線施設の改善整備に関する陳情の処理概要につきましては、33ページの新規陳情平成25年第87号と同じ内容となっております。

37ページの平成25年陳情第95号宜野湾港沖東リーフの活用に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

宜野湾港はこれまでに防波堤やマリーナ等の整備が完了し、県民の海洋性レクリエーション活動の拠点となっております。同港沖防波堤の北に位置するサンゴ礁は、海生生物の探索の場としても県民や観光客に活用されております。なお、現時点で同水域において港湾整備計画がないことから、現況のまま保全していく方針であります。また、同サンゴ礁の活用につきましては、港湾の利用と保全に支障を与えないよう配慮しつつ、地元や関係機関と連携していきたいと考えております。

38ページの平成25年陳情第102号の2法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

1、本年度の公共工事の積算における10トンダンプ1日当たりの運転単価は約4万7000円程度となっており、国の積算基準書等をもとに適正に算定しております。また、県においては受注業者を初め業界団体等に対し、賃金水準の適正化について要請を行っており、今後とも適正な積算に努めてまいります。

2、沖縄県においても平成25年4月1日より工事積算に使用する労務単価は平均12.3%引き上げが行われており、4月1日以降に契約する工事から適用しております。これに伴い、ダンプトラック運転手の労務単価も1日8時間当たり1万5600円から1万7000円へと引き上げられております。県は、平成25年5月30日付で建設業関係団体へ技能労働者の賃金水準の引き上げについて適切な対応をお願いする通知を行っており、今後も公共工事設計労務単価に基づく技能労働者への賃金水準の適正化について、受注業者等へ要請を行ってまいります。

39ページの平成25年陳情第104号の4美ぎ島美しや(先島)圏域の振興発展に関する陳情の処理概要につきましては、5ページの継続陳情第140号の4と同じ内容となっております。

40ページの平成25年陳情第108号の2公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

1、公共工事における土砂等の運搬については、事業用である緑ナンバートラックのほか、受注業者の自社所有や雇用契約に基づいた白ナンバートラックの使用も可能なため、緑ナンバーに限定して仕様書等に明記することは適切ではないと考えております。なお、工事に関係する諸法令の遵守について共通仕様書等に記載しており、受注業者に対してダンプトラック等の適正使用について周知及び指導を行っているところであります。

2、過積載の防止対策としては、年4回の定期的な現場総点検を実施しているところであり、平成24年度も工事件数として約570件、車両台数として約900台について点検を実施しております。また、平成25年4月1日以降発注する工事から工事特記仕様書において「過積載等の防止について」を明記し、過積載を行っている資材納入業者からの資材購入をしないこと、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること等を指導しております。

3、県では、定期的に建設資材等の価格調査を実施し、毎年設計単価の見直しを行うほか、短期間における燃料単価等の急激な変動に対しては、臨時の価格調査を行い設計単価の見直しを行っております。なお、発注後における燃料価格等の急激な変動に対しては、建設工事請負契約約款第25条のいわゆるスライド条項を適用し、請負代金額の変更を請求できることとしています。さらに工事受注業者には、下請契約等の適正化について、関係法令を遵守し適切な契約の履行が図られるよう指導をしております。

41ページの平成25年陳情第122号古島団地住民の居住権を守り再開発を推進することに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

1、公益法人の設立の許可や指導監督については、国が定めた公益法人の設立許可及び指導監督基準や県の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則に基づき行われてきました。県としましては、これらの基準、規則等に基づき、公益法人の事業運営がその目的に適合しているか、事業が適正に行われているか等について、関係書類の提出を求めて審査等を行ってきたことから、指導監督は適切であったと考えております。明け渡し裁判につきましては、既に司法の判断に委ねられていることから、県が関与することは控えるべきと考えております。

2、推進協議会につきましては、事業者が行う再開発事業を円滑に推進する

ため、これまで平成21年度に4回開催されております。その後も、事業者であるパークレー社に対して推進協議会への参加を呼びかけてきましたが、古島団地自治会と係争中であることから、参加に応じてこなかった経緯があります。県としましては、裁判の推移を見守りながら、入居者と事業者の相互理解が図られるよう、引き続きパークレー社に対し、協議会への参加を打診していきたいと考えております。また、再開発事業については、土地所有者であるパークレー社が、主体的に行うものと考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 5ページの陳情平成24年第140の4号についてお伺いしたいと思います。これは継続、新たに新規でも出ております。宮古島市からの県立公園に対する要請でもあります。宮古島市が今構想していることは、運動機能を持った施設と防災機能を持った施設と、これまでの県立公園にはなかったような2つの機能を持った県立公園をつくりたいという要望です。この2年間くらい議論してきました。こういった県立公園といいますか、そういった県立公園としてのあり方も可能であると考えておりますか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 委員のおっしゃるとおり、地元のほうから運動公園等の要望等があることは聞いております。ただ、何分維持管理費の問題等がありまして、県立公園の中で県の負担だけでやるにはいろいろな課題が出てくることがあります。広域公園の中では可能だと思います。

○奥平一夫委員 可能であるけれども、維持管理費でいろいろ問題があるのではないかとということで県がちゅうちょしているということですか。

○當銘健一郎土木建築部長 ちゅうちょしているというよりは、ことし基礎調

査ということでいろいろな方々と一緒になって検討委員会で議論をしておりますので、その中で一定の方向性が出てくると。先ほど都市計画・モノレール課長より答弁がありましたように、広域公園ですのでいろいろな機能が入ることはもちろん可能です。そのときにはやはり単に可能ということだけではなくて、運動公園としての実現可能性とか、そういう話まで掘り下げて議論をしていくべきだと考えております。

○奥平一夫委員 例えば、宮古島市が提案しているのは一体的な公園ではなくて、絵を見せてもらうと2カ所にわかれています。これは県立公園のあり方としては構わないという考え方ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 県の広域公園として2カ所にわかれるという考え方になると思いますが、ただ一体的な管理としては好ましくないと考えております。

○奥平一夫委員 基礎調査を平成24年度になさっておりますが、それに基づいてこれから基本構想を宮古島市と練るということになるわけですが、この辺はどのような話し合いがされるわけですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今年度、委託業務を発注しております。その中で基本的には広域公園に求められる機能、また基本的な公園のテーマ、方針を決定していきたいと考えております。これに関しては検討委員会を設置して、その中で検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 検討委員会はどういうメンバーが入りますか。名前ではなくて専門職といいますか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 現在、委員を選考中ですが、都市計画関係、観光、環境関係等の有識者。地元の行政関係者等を考えております。

○奥平一夫委員 都市計画関係者といいますと、大学の先生やそういった専門の先生ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 都市計画、環境等に関しては大学の教授等を考えております。

○奥平一夫委員 県立公園の件に関してはすったもんだがありまして、予定している場所が幾つも変わって、政権がかわってまた変わってと、随分なかなか定まらない、宮古島市自体でなかなかきちんとしていないということがあり、今のようにこれまでにない県立公園のあり方では、これまでにない2カ所にわかれて県立公園と。一方は基準を満たしていない、一方は少し足りているかもしれないですが、そのような形でトータルすると県立公園の基準を満たしているけれども、2つにわかれてしまうというところでここは非常に疑問を持っています。この辺はクリアできる可能性はありますか。

○當銘健一郎土木建築部長 こういうことも含めて検討委員会の中で専門の先生方、地元からの御意見とか、そして県のほうでも一これまで都市計画マスタープランや海をテーマにした50ヘクタール以上の公園ということがありますので、そういうことも全部含めてみんなで議論をして、よりよい宮古公園というあり方を検討していくためのものですから、そういうところでの議論を聞いた上で考えていくべきだと思います。

○奥平一夫委員 これからの日程、今大体決まっている日程的なものを教えてください。どこまで決まっているのかわかりませんが、決まっているところまで教えてください。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今年度に基本構想を作成する予定です。次年度に基本計画を策定したいと考えております。それ以降、環境アセスメントの対象の公園になりますので、環境アセスメント、都市計画決定等を踏まえて、事業着手に向けて頑張っていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 次に、23ページの陳情第50の4号、南北大東空港の滑走路について1点だけお聞きします。早期整備に向けて取り組んでいきたいということですが、どういうぐあいに早期整備に向けて取り組もうとしているのか、取り組み方について聞かせてください。

○嘉手納良文空港課長 取り組みといたしましては、来週にでも陸上自衛隊に出向き、陸上自衛隊が求めている整備、必要最低限の施設の整備がどういったものなのかについてヒアリングいたしまして、その後、国のほうには補助での整備ができるように調整をしていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 せっかちですが、いつごろの実現を目指していますか。想定しなければできませんので。

○嘉手納良文空港課長 一応、年度内にはそういったもろもろの関係機関との調整をやっていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 ぜひ早期整備に向けて頑張ってくださいと思います。

次に、同じ23ページの26の下地島空港の国際線の利活用についてお聞きします。国際線に向けては県も取り組んでいきたいということを昨年もおっしゃっていましたが、いかんせん、下地島空港の問題が少し棚上げ状態になっていてどうなるかわからないということもあり、不透明な部分があります。県としては宮古空港に国際機能を持たせたいと考えているのか、それとも3000メートルの滑走路のある下地島空港に国際線施設を設置したいと考えていますか。それともどちらか一方に決めたのか、どうしようと考えていますか。考え方を少し聞かせてください。

○當銘健一郎土木建築部長 下地島空港につきましては、宮古島本島とつなぐ伊良部架橋の状況を見なくてははいけません。したがって、平成26年度と平成27年度は土地利用の面でもあるいは交通アクセス面でも相当程度変化があります。したがって、今時点で宮古空港と下地島空港を一本化するという御意見を持っている方もいらっしゃいますし、また宮古島市は当面両空港でやっていきたいと。私どもが今何をやっているかといいますと、下地島空港の訓練であるとか、試験であるとか、そういうもので何とか利活用を図りたいということで職員も本土のいろいろな企業回りをして利活用に向けてやっております。当面の対応としては、両空港とも一定の役割分担を持って、定期路線は宮古空港で、下地島空港は試験あるいは訓練ということでやっていくということです。ですがやはり平成27年度以降のことについては、改めて考える場面も出てくると思います。

○奥平一夫委員 空港課長にお聞きしたいのですが、下地島空港は3000メートルの滑走路だけが魅力ではありません。空港機能としてのレベルも日本でもかなりの一流の機能を持っていると思いますが、その辺の説明をお願いします。

○嘉手納良文空港課長 委員のおっしゃるように、下地島空港は3000メートル

の滑走路、これは県内では那覇空港と同じ長さになっております。ただ滑走路の長さだけではなくて、進入する両側に I L S 一緊急着陸装置も整備されておりますので、悪天候でも着陸できるというメリットもございます。そのメリットは最大限に生かせるように県としても取り組んでいきたいと考えております。

○奥平一夫委員　そういう意味では、一級の航空機施設を持っている下地島空港を生かすも殺すも皆さんの力の入れ方だと思います。これだけの空港を本気で休港させるということがあってはならないと思います。先日の一般質問でも議論しましたが、正直、国策としてつくられた訓練機能を持った空港ですが、もちろん沖縄県として一県の空港として今はあるわけですが、そういう意味では、知事は国で確かにつくったけれども今は国のものとしての関心はそれほどないという答弁をされたと思います。しかし、地元の皆さんが下地島空港にかける思いはすごくあります。40年たっていても下地島空港を生かした振興、いわゆる地域の発展、知事も沖縄県の経済の核になるとおっしゃっているくらいです。正直な話、国から県が引き取ったわけですからその辺の責任は大きいものがあると思います。ですから、そういう意味では知事を先頭に、一級の機能を生かして下地島空港を売り込んで、休港させずに発展させてほしいと思います。

○中川京貴委員長　休憩いたします。

午前11時59分　休憩
午後1時25分　再開

○中川京貴委員長　再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員　陳情平成24年第94号の伊平屋空港に関する陳情ですが、処理概要を見ますと毎回変わらない感じがします。環境影響評価書の補正を行っているところでございますと。進捗状況といたしますか、その辺の説明をお願いします。

○嘉手納良文空港課長 伊平屋空港につきましては、平成23年5月に環境影響評価で滑走路の縮小の知事意見が出まして、昨年度は知事意見に基づく滑走路の見直しを行いました。現在は、見直した滑走路延長に基づく環境影響評価の補正作業を現在やっているところでございます。あわせて伊平屋空港路線に就航する航空会社—現在、琉球エアコミューター株式会社と就航に向けての協議をやっているところであります。

○具志堅透委員 補正を行っているところということは見ればわかりますが、具体的にどういったことをやっていますか。

○嘉手納良文空港課長 具体的には滑走路延長が短くなったものですから、施設の計画、工事の工程計画、工事の数量が変わってきております。変更になった施設計画に基づく環境影響評価—具体的には水質であるとか、工事の騒音であるとかについて補正作業を行っております。

○具志堅透委員 そこで早期に着手できるように取り組んでいきたいと考えておりますと結んでいます。例えば具体的に何年をめどにとかは言えますか。

○嘉手納良文空港課長 現在、国との調整もまだ済んでいないことから、時期については早期ということで、限定的な表現は差し控えさせていただきたいと思っております。

○具志堅透委員 大体難しさはわかりますが、土木建築部長、やる意志はありますよね。

○當銘健一郎土木建築部長 もちろんやる意志があって、それに向けて準備をしているところです。

○具志堅透委員 しっかりと頑張ってください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 新規陳情第87号、新石垣空港国際線ターミナル拡張問題についてお聞きします。それはできたばかりで、できた途端に拡張をしなくてはい

けないと、それも非常にいいことでもあるけれども皆さんも大変だと思います。まさに想定外、誰も予想をしなかったのですが、海外からの観光客が予想以上にふえて、外で待たされたりするということですが、県としてはつくったばかりではあるがやはり拡張しなくてはいけないと思いますが、どう考えていますか。

○嘉手納良文空港課長 まずは建設した経緯について御説明したいと思います。平成22年に石垣空港ターミナル株式会社において基本設計を行っております。そのときには、リーマンショックなどの影響もあり世界的に経済が停滞していた背景がございまして、そういう中で国際旅客の伸びを見込むことが非常に困難な状況があったということで、当時就航していた小型飛行機が100人乗りですが、100人乗りで施設の計画を行ったという経緯がございまして。その後、景気も回復し、円安の状況も出てきたことと、県や地元において外国からの観光客の誘致活動を積極的に展開されたことから、150人から180人乗りの機材も就航するようになってきている現状がございまして。そういう状況の中で現在の国際線旅客施設が狭隘になっているという状況がございまして。県としましては、この状況につきましては、早期に改善を図るべきという考えに基づきまして、今議会におきまして実施設計費—石垣空港ターミナル株式会社に補助するための費用を計上しているところでございまして。

○新里米吉委員 要するに、石垣空港ターミナル株式会社に今の状況を打破するために、改善するために、設計費用を補助すると伝えていまして。問題は伸ばさないと難しいのではないかと。実はちょうど1年間前に石垣空港の審査をしています。片づけようと思って、古いものから順序よく捨てようと思っていたら、きのう捨ててしまっていたら、大事なものがあると。見ると、後ろに去年のこの土木環境委員会で配付された地図が残っていました。これを見ると、旅客ターミナルの隣に小さく国際線があります。ところがその隣に航空会社棟があります。横に広げると、ここに触れる可能性があります。具体的にはそういう問題も含めて、単に旅客ターミナルを広げるといっても、広げた場合に、さらにその隣の航空会社棟も含めて—これも一部壊して、あるいは全部壊してさらに広げるのか、広げなくても済む方法があるのかとか、この地図を見ると、いろいろと出てくると思います。その辺も含めて考えていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 私も現場を見にいきました。今回、増築の補正も上げさせていただいておりますけれども、増築する場所は駐車場部分に広げれ

ばある程度はあると考えております。2階建てにしてはどうかという御意見もいろいろとあるところではありますが、平面的にも駐車場を潰して、また別のところに駐車場を確保すればできないことはないと考えております。

○新里米吉委員 その件については、いずれにしても前向きに伸ばす方向でと。場所はどこにするかはこれから考えるということのようですから、それで終わりにします。

次に、陳情第102の2号と陳情第108の2号の関連がよくわかりません。同じダンプ、トラック関係ではないかと思いますが、陳情を出している団体と内容との基本的な違いは何ですか。今、新聞でよく出ているのは陳情第102の2号です。

○池原盛美技術管理課長 陳情第102の2号ですが、全日本建設交運一般労働組合沖縄ダンプ協議会という組合組織からの陳情です。陳情第108の2号は公益社団法人沖縄県トラック協会、そういう組織の違いがございます。陳情第102の2号の全日本建設交運一般労働組合沖縄ダンプ協議会の組織の概要ですが、いわゆるダンプカーを持つ労働者が任意の組織を、組合としてつくっております。内容として、1日働いて手取りの収入が少ないということ……。

○新里米吉委員 基本的な違いを言ってほしいのです。

○池原盛美技術管理課長 陳情第102の2号の場合は個人の自家用トラックのいわゆる白ナンバー、陳情第108の2号は運送事業者としての、ダンプで有償による事業を行う運送事業者で緑ナンバーです。

○新里米吉委員 どちらもダンプで事業をしている。個人でダンプを持っているのか、会社組織であるのかという違いであると理解していいわけですね。

○當銘健一郎土木建築部長 白トラックと緑ナンバーのトラックの違いですが、緑のほうは会社組織で運送業法の営業をしていると。したがって、例えば、公共事業で我々が建設業者と契約しますと、建設業者は運送契約を結べるのは緑ナンバーだけです。白トラック—建設業者が持っている自社のトラックもしくは個人でやっている方とは運送契約は結べません、雇用契約という形でその人を雇えば白ナンバーも使えます。通常運送契約を結ぶのであれば緑ナンバーしか使えないという違いがあります。

○新里米吉委員 そうしますと、今新聞では陳情第102号の2とのかかわりが大分問題になっていると思っておりますが、その場合、陳情者の皆さんはもっと自分たちへの支払いはふえないと生活ができないと、過積載はなくならないという指摘があります。皆さんの回答、処理概要を見ますと、労務単価のことを書いています。労務単価という場合に、陳情第102の2号にある白ナンバーというよりも、先ほどの緑ナンバーの回答ならよくわかりますが、この陳情第102の2号の陳情者の皆さん、白ナンバーに労務単価1万5600円から1万7000円に引き上げると言ってもどうもぴんとこないのではないかと思います。

○當銘健一郎土木建築部長 実際に支払われる単価は、例えば燃料費やあるいはダンプトラックの損料も込みになります。ですから陳情第102の2号でいいますと1番のほうですが、1日当たりの運転単価で約4万7000円ありますけれども、これを本来支払うわけです。その中から彼らは自分たちの燃料費やダンプトラックの損料も計算していくと。1万5600円から1万7000円に引き上げられましたというものは人間に対する労務単価ですので、実際には複合単価で4万7000円を支払うということになります。

○新里米吉委員 個人でダンプを持っていると本人が直接受け取って、その中でダンプの—これから10年かけて払うのであれば、10年かけて払う費用をとる。当然ガソリン代やいろいろな消耗していく。車の消耗していく代金も含めて、引いていって自分で考えるわけで、そうしますと1万7000円はそういうものを差し引いた額になるわけですね。直接会社組織の中からもらう運転手は、多分それが適応されるだろうと思います。総額4万何千円とかもらって、その中から自分で差し引いて、1万7000円残っているか残っていないかの話にならないのかと思うのですが。

○當銘健一郎土木建築部長 白ナンバーの場合は一人一党でやっておりますので、自分でダンプトラックのメンテナンスから何から全部やっています。その方たちは発注者から1万7000円という労務単価をもらうのではなくて、ガソリン代も損料も込みでもらいます。それは新聞報道によりますと2万円くらいしかもらっていないと。しかし公共事業で実際に積算しますと4万7000円くらいになると、こういうことです。緑ナンバーは会社組織ですから、会社に勤めているダンプトラックの運転手は会社から何がしかのお金をもらうわけですが、それは会社からもらうお金ですから運送契約とは関係のない話です。

○新里米吉委員 今のことを言っています。ところが、回答の中で1万7000円の話が出てきたりするから。本人たちは1万7000円の話ではなくて、実際には込みで全部もらうから自分で差し引いていかななくてははいけません。実際に差し引いていった結果、幾ら残るかという問題になってきます。実際には支払いは1トンにつき1000円が相場になっていると。10トントラックで2往復して2万円ですね。2万円もらって、その中からいろいろ引いていったら何千円しか残らないということが今マスコミ報道に出ている内容だと思います。とても労務単価の1万7000円からは実態はほど遠いと。それが今問題になっているのではないかと思います、そういうことですか。

○當銘健一郎土木建築部長 おっしゃるとおりです。ただ公共事業という狭い範囲内で言わせてもらえれば、我々は10月、11月に単価調査をやって実際にどの程度支払っているかということ把握しております。ですから、その根拠に従って次年度の単価も決めていきます。公共工事ではおおむね1日で4万7000円、1人当たりの労務単価で去年までは1万5600円を支払っているわけです。民間と民間の契約のところ—公共工事以外のところについては私ども公共が関与できませんので、その中で今委員がおっしゃったような、あるいはマスコミ報道にあったような、1トン当たり1000円でやっているのかいないのかというところが出てくると思います。

○新里米吉委員 運転単価4万7000円は、沖縄県でも基本的にはそういうことで支払いがされているという認識ですか。

○當銘健一郎土木建築部長 これは公共工事の複合単価で、ガソリン代とか損料とかを組み合わせると4万7000円になるということです。それについては労務単価をベースとして積み上げていきますので、労務単価については毎年10月、11月に実態調査をやって、大体このくらいは払われるということを確認できているわけです。

○新里米吉委員 問題は、公共工事の場合は基本的に4万7000円の運転単価で白ナンバーの皆さんには支払われているだろうと、実態は違っていると。1トン当たり1000円になっていると。

○當銘健一郎土木建築部長 公共工事の場合は圧倒的に緑ナンバーが多いもの

ですから、白ナンバーで公共事業の場合に実際にどうなっているかについてはわからない部分もあります。今現在マスコミで問題になっているのは、私どもの認識としては民間の工事での話、あるいは民間の工事で使う生コンクリートのセメントや砂利砂を運搬するという話だと聞いております。

○新里米吉委員　そういったところの実態がもし新聞にあるとおりだとしたら、これはやはり過積載をしないとどうしようもないと。1日2万円しかもらえないということになると、過積載をやらざるを得ない状況に追い込まれているということが理解できます。そういうところへの指導は—これから県は民間のそういうところにどういった指導をしていくのか、あるいはしているのか。

○中川京貴委員長　休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、コンクリート製造業における雇用関係当事者間の問題であり、それに対する指導については商工労働部の所管であるとの説明があったため、そうであれば、そういう質疑があることを関係部局へ伝えるようにとの意見があった。)

○中川京貴委員長　再開いたします。

新里米吉委員。

○新里米吉委員　次に、陳情第122号についてお聞きします。古島団地の問題です。私が議員になったころに起きた問題で、十何年か前です。既に10年以上たっているのでかすかな記憶ですが、要旨の中にあるようなことを記憶しています。要するに推進協議会を解散する、株式会社パークレー・リアルティ—沖縄リミテッドがそこを買うという話があり、協定書を結ばなくてはいけないだろうと。古島団地に住んでいる人たちを再開発したら優先的に入れないといけないだろうという議論を土木委員会でやった記憶があります。私もそういう発言をした記憶があります。細かいことは覚えていません。そういうことがあって、まさかいまだに建てかえができていないということは信じがたいぐらいです。まもなく建てかえるだろうと思っていました。建てかえていればこういった問題は起きてなかったと思います。建てかえないからこじれているのではないかと思います。その認識はどうですか。

○嘉川陽一住宅課長　株式会社パークレー・リアルティ—沖縄リミテッドは、

当然に再開発に向けての社会的責任があると思っています。これまでの社会経済情勢の影響で再開発計画の見通しが立っていないということでございます。

○新里米吉委員 県としては株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドに指導などはしていますか。

○嘉川陽一住宅課長 平成21年度に古島団地に係る推進協議会を設置いたしました。これは住民側からの要請に基づく設置です。平成21年度に協議会を4回開いています。その協議会の目的は、再開発事業を円滑に推進するために事業者と入居者にかかわる情報の開示を行い、相互の理解を図ることを目的とするということでしたので、この推進協議会の事務局を住宅課が担って4回開催した経緯がございます。

○新里米吉委員 株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドは、今どうしようとしていますか。

○嘉川陽一住宅課長 我々も機会あるたびに株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドに推進協議会への参加を呼びかけているわけです。9月25日付が最近の回答となりますが、この中ではやはり再開発の計画を断念しているということではないが、まずは老朽化による危険な建物から居住者を安全な場所に移転させることが最優先事項だという回答をいただいています。

○新里米吉委員 ただ株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドはいずれ再開発をする気持ちはあると言いつつも、再開発するという確約というべきもの、はっきりとした計画、構想、いつごろには手をつけるのか、いつごろから再開発を始めるとか、その辺を見せないと、今住んでいる人たちも出て行きなさいと、出ていくことが先だと言われても、将来ここに入れるかどうかもわからない。再開発するかしないかもわからない。する意志があるというだけではなくて、再開発するという構想をしっかりと示すことのほうがむしろ先決であって、そうしないと安心して出ることができません。これは言っている内容と逆だと思います。今、皆さん気になっているわけですね。本当に住居者が出て行って、更地にして、再開発して建物をつくって、そこに入居できるかどうかという疑問が生じているからこの問題が起きていると私は見ています。そもそもまだつくっていないことが私からするとおかしいです。10年余り前に土木環境委員会で議論した私からすると、いまだにできていないことのほ

うがおかしいです。あのときの話と違うではないかと、話が違うと言いたくなります。いまだにできていないことが、いまだに着工もしようとしないことのほうが。そういう意味での指導はしていますかということです。土木建築部もかかわっていたから。

○当銘健一郎土木建築部長 委員のおっしゃるとおり、株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドが再開発をしていけばこういう問題は起きていないわけでございます。個別の話ではなくて一般論を申し上げますと、再開発には時間がかかりますし、ノウハウが必要です。株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドも当初、別の会社と一緒に組んで再開発をやろうというもくろみがあったように聞いております。なかなかそれが、いろいろな経済状況、社会状況でうまくいかなかったと。相変わらず株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドとしては再開発をする意志はあると言っております。しかしそうは言っても時間がたちますと、古島団地の1号棟、2号棟、3号棟、4号棟とどんどん老朽化していつている状況でございます。現在は、建物の明け渡し訴訟ということで裁判にもなっています。1号棟は住民が上告までしているところまでできております。そういうこともあるので、株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドとしては、推進協議会に応じることができないということがあります。なかなか住民との話し合いも進まないということです。ただし県も直接的に株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドと財団法人郵便貯金住宅等事業協会との間の協定書の当事者ではないので、法的に株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドに指導をするという権限を有しておりません。ただ、こういった協定書から考えれば、当然のことながら株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドとしては再開発をやる社会的責任はあると言っています。したがって、ある一定の期間をおいて、最近では9月25日だと言いましたが、数カ月に1度くらいは株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドに連絡をとって、今の状況あるいは今後の展開等についていろいろな意見交換はさせてもらっているという状況です。

○新里米吉委員 先ほど話しましたように、財団法人郵便貯金住宅等事業協会が解散するときには、もともと運営していた財団法人郵便貯金住宅等事業協会の中には県もかかわっていたわけですね。たしか専務理事か常務理事か何かは県の職員が派遣されていまして。市町村もかかわっていて、どこかの市長がその会長職になっていました。県や市町村がかかわって古島団地はあったわけで、そこが解散しようとなったときに株式会社パークレー・リアルティー沖

縄リミテッドがということで、県の所管が土木建築部だったので、土木委員会で議論をしたと。そこで議論をして、先ほど言ったような話で、株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドが再開発をして、そこに優先的に皆さんを入居させるということで、土木委員会もその方向で―大体同じ意見でこれでいいという感じでした。そうしますと、今ごろ10年以上たってもまだ解決せずに、かえってこじれてしまっているということが何ともせつない話です。本来このようにごたごたになるべきではなかったはずなのという気持ちが当時議論にかかわった者として思うから言っているのです。できるだけ県もその発端のときには、県の土木建築部もかかわっていたわけですから、そういうことでは県側としても関心を持って解決できるように努力していただくよう要望して終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 今の新里委員の話の続きです。陳情第122号です。私も前回土木環境委員会にいましたので視察に行きました。視察して恐らく誰もが一本当に大変だと、廊下を歩くことも怖いくらい、そういう棟もありました。それから随分たっていると。株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドという会社の問題もあると思いますが、例えばの話、よく耐震度調査とかもあると思いますが、今の現状で、何棟かあってそれぞれ違うかもしれないですが、震度幾つくらいの地震が来たら危ないとか、その辺の行政としての建物に対しての目安はありますか。

○當銘健一郎土木建築部長 建築物の耐震性の話については建築基準法になります。そして那覇市内の建物は、那覇市が特定行政庁になっておりますので、那覇市が所管しております。手元に資料がありませんけれども、平成22年4月15日那覇市が株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドに建築基準法第10条第1項の勧告、維持管理上危険だという勧告がなされています。勧告書自体を持っていませんが、そういうことになっております。

○新垣安弘委員 これは県と全く関係のない事案の建物であればいいのですが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会からの流れで県も那覇市も関係あるのではないかということです。ずっときているわけです。協議会をつくるべきだということになり、協議会を始めた。今見ると、株式会社パークレー・リアルティ―

沖縄リミテッドは結局、一回も推進協議会に参加していないわけです。4回やって、株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドは参加していないのですよね。

○**当銘健一郎土木建築部長** 参加しています。

○**新垣安弘委員** 平成21年に4回開催されている、その後も事業者である株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドに対して推進協議会への参加を呼びかけているが応じてこなかった。この4回は出たが、その後は応じていないということですね。要は、例えばの話、本当に見てみると大変な状況の状態になっていると、ちょっとした地震があると崩れるかもしれない。それに対して行政としての何かあったときの、那覇市もそうですし、県もそうですが、我々も視察をした、そういう状況があって地震などの不測の事態が起きて人命にかかわるようなことがあった場合、行政として何の責任も問われないのか、法的にはどうなのか、道義的にはどうなのかその辺がすごく気になります。訴訟問題にもなって、これは会社側の責任だと100%行政側は関係ないと言えることであればいいですが、人命にもかかわりかねないような状況になっていて、県と那覇市が結局守り切れなかったとか、そうなった場合の法的あるいは道義的観点から本当に免れるのか、そこら辺は土木建築部長はどう思われますか。

○**当銘健一郎土木建築部長** まず法的責任ということでお答えさせていただきますと、建築物の場合、その建築物を適法な状況に維持管理すべき責務があるのはその建物の所有者、管理者になっております。したがって、今回の古島団地については株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドが所有しているものですから、株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドが適法に保つと。要するに少々の地震では壊れないように保つ義務があります。先ほど建築基準法の第10条第1項により危険だという勧告が出ておりますので、何らかの対応をとらなくていけないです。株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドの裁判での話でも、やはり危険な建物だから立ち退いてほしいと。危険な建物は除却したいということですが、まだ係争中で決着がついていないということになっております。片や県の責任は、株式会社パークレー・リアルティ―沖縄リミテッドと財団法人郵便貯金住宅等事業協会との最後の協定締結には参加しておりません。したがって、当事者ではございませんので、直接的に法的な責任はないものと考えております。

○新垣安弘委員 那覇市も一緒にかかわってきて、行政としての立場の一道義的な観点からはどうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 道義的と申しましょうか、これまでのいろいろな経緯—例えば県から専務理事を送ったり、あるいは事務局長を送ったりということはしてありました。ただ財団法人郵便貯金住宅等事業協会としての会社の決定自体は評議委員会や理事会など法人組織としての意志決定でやっておりますので、そこに県は介入していないわけです。ただそういう経緯を踏まえて、私どもは、先ほど住宅課長から話がありましたとおり、平成21年には株式会社バークレー・リアルティ—沖縄リミテッド、住民、県、那覇市で集まって推進協議会を行って、今後どうしていったらいいかということをやりました。しかし、その後訴訟が提起されたものですから、株式会社バークレー・リアルティ—沖縄リミテッドも訴訟を行っている状況で推進協議会には出られないという状況になっております。

○新垣安弘委員 先ほど那覇市から勧告を出しているということがありました。行政の立場からすると、万が一のことがあった場合に、県というよりも、どちらかというとな覇市のほうが行政的に見たらこの件に関する責任は重いという理解でよろしいですか。

○當銘健一郎土木建築部長 責任が重いというよりも、法体系が那覇市内の建築物は那覇市が特定行政庁として法的な権限を持って一勧告なり、命令をする権限があります。県にはその権限がありませんという法律の区分上の話を私は申し上げていて、那覇市も古島団地が老朽化していて危険な状況であるということ認識していて、必要な勧告を行ったと承知しております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 37ページの陳情第95号、宜野湾港沖東リーフの活用に関する陳情についてお聞きします。港湾整備計画がないことから現状のまま保全という方針が出ておりますが、宜野湾市からその活用について何か提案がありますか。

○村田和博港湾課長 私ども港湾課に対して、現時点で具体的に宜野湾市から

の要請は届いておりません。

○新垣清涼委員 今回陳情を出されている宜野湾の美ら海を考える会からはどういった提案が出されていますか。

○村田和博港湾課長 こちらからは以前に、中部土木事務所にサンゴ礁園という計画がございまして、サンゴ礁を活用した自然環境の学習の場とか、そういったサンゴ礁園をつくって、そちらに渡り通路とかの施設をつくって、そういった活用の仕方をしたいということで、中部土木事務所に占用許可の申請がございました。ただ防波堤の外側のサンゴ礁は今良好な状態で、干潮のときは市民等が散策したり、潮干狩りをしたりとかでいい状態にあるので、こちらにそういった構造物をつくることは中部土木事務所としてもよろしくないという判断のもと、許可しておりません。

○新垣清涼委員 そこで処理概要の2段目に、同サンゴ礁の活用については、地元や関係機関と連携して考えていきたいとなっています。それから環境生活部自然保護課から出されている計画だと思いますが、御存じですか。沖縄県総合沿岸域管理計画は承知していますか。

○村田和博港湾課長 具体的には把握しておりません。

○新垣清涼委員 それによりますと、計画の中で宜野湾市の西海岸は都市部に残るサンゴ、年間を通してシュノーケリングなどの利用者が多くルールづくりが必要で、宜野湾美ら海を考える会が活動となっていて、今後の課題として保全と利用の観点からルールづくりが必要であるとなっています。そういう意味では、その部分をどのようにしてこれから保全し、認識されているように海洋性レクリエーションを活用してどのように生かしていくかということ、ぜひそこで活動されている皆さんの意見も聞いて計画をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○村田和博港湾課長 こちらにも書いていますように、そういう活動を一緒になって進めていきたいということは私どもも考えております。ただ、私どもが中部土木事務所でも構造物を設置するに当たっては台風の波浪等、防波堤の外側ですので台風時には波浪が厳しい場所ですので、そういったところには構造物を設置することは厳しいと。現状のままでそういった活動を支援していく何

なり、そういうものを検討していきたいと考えております。

○新垣清涼委員 今陳情者からこういった資料が出てきています。今観察会などがこのように行われていて、非常に良好な状態で自然が残っているということです。いいところですよ。私も何度か行ったことがあります。ところが渡るときにちょっと、ビーチ側の堤防のほうです。ビーチ側から干潟のほうに行くと少し深みがあります。そこら辺の安全対策をぜひ、構造物をつくるのは問題だと言っていました。そこら辺の宜野湾市民が渡って、あるいは観光客が渡って、遊んで潮が満ちてくることに気づかずに戻れなくなったということがないように、そこら辺もぜひ取り組みをしていただきたいと思います。どうですか。

○村田和博港湾課長 今おっしゃられる深みとか、そういった自然の場所では危険な箇所があると思います。今幸い隣にトロピカルビーチがあって、砂浜とこちらのサンゴ礁と両方あって、子供たちは砂浜で遊んで、やはりそちらに行くときには今自己責任で遊んでいただいています。そこを今度、そういった構造物や何なりで安全な箇所をつくるといったときに、今度はきょうのように台風が近づいてきたときにどこまで制限をするとか、防波堤の外ですので私どもは非常に将来的な安全管理が非常に厳しい場所になってくると思います。そういう意味では、まずは今現在のままでそういった自然観察ができるようなことをやって、さらに今おっしゃったように危険な箇所、そういった箇所があるようだとやはり活動されている方々と、そういう構造物ではなくて、何らかの表示なり何なりで図面を提示したりとか、そういう構造物を設置しない形で検討していったほうがいいと考えております。

○新垣清涼委員 ビーチ側に全体の写真とといいますか、図がありますよね。危険なところを少しどこかで示していただいて、またそこで活動されている皆さんの意見も聞いて、ぜひこういう中南部とといいますか、きれいな状態とといいますか、自然が残っていますので、ぜひそれを活用できるように、そして活用できても事故があっては元も子もないわけですから、そういうことがないようにぜひ表示だとかそういったこともしながら、活動されている皆さんの意見を聞きながら対策、活用の方策をつくってルールづくりをやっていただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 30ページ、陳情第73号安里川の擁壁の陳情についてお願いします。処理概要では調査して、適切に対応していくということです。陳情者の陳情内容からしますと建物の土台が擁壁のかわりをしているという訴えをしていますが、現場は実際どうなのか。そしてまた4メートルほど擁壁がない部分があるということです。擁壁がないのはどうしてなのかと、安全面、いろいろなことを考えると擁壁があってしかるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○徳田勲河川課長 今調査中であります。根のほう洗掘されているのではないかということに関しては実際に調査しまして、今すぐ危険な状態ではないということは確認しております。後は経過観察ということです。後は経過観察とずっと観察していません。実は建物の図面も入手いたしまして、この建物自体がパイルで打ち込まれていて、基礎もかなりしっかりしている構造であるということも確認しておりますので、今すぐ危険という状態ではないと思っています。

○仲宗根悟委員 危険な状態ではないという調査の結果ではありますが、建物の土台そのものが擁壁になっているという訴え方をしていますが、そうなっていますか。河川との境目が私有地の境目ですか、ぎりぎりに土台が入っているというような一現場はそうなっていますか。

○徳田勲河川課長 河川の擁壁が土台になっているのではなくて、基礎そのものは独立しております。かなり深いところまでパイルが打たれていて独立しており、もし擁壁が何らかの形でなかったとした場合に下のほうが土が出るかもしれないですが、それ自体はパイル自体で建物は建っていますので、そういう意味で基礎が抑えているのではなくて、基礎の周りの土が落ちこぼれる、擁壁がなければ、そういう状況です。

○仲宗根悟委員 横の4メートルの擁壁がない部分が訴えられていますが、この辺のところも今後整備されていくのか。両隣を見たら間知ブロックで整備されていてそこだけぽっかりあいている状況ですが、そこも擁壁を整備していくということですか。

○徳田勲河川課長 天然河岸といいますか、自然の形で今現状あるということ

で、現地を調べた状況では、それ自体でしっかりしていると現時点では確認しております。

○仲宗根悟委員 現場、急カーブで90度を描いていると、図面を見るとそうなのですが、そこに河川がつながっているわけですから、その当たる部分が擁壁がないと。今危険な状態ではないとおっしゃっていますが、陳情者も大雨のたびに心配だと言っていますが、その分については心配ないとおっしゃいますか。

○徳田勲河川課長 それも含めて危険性があるのか、緊急性があるのかの判断と、応急対策とかその辺も検討しているところでございます。

○仲宗根悟委員 その辺のところは陳情者も納得といいますか、理解を求めながら大丈夫ですという言い方を現場であわせていますか。

○徳田勲河川課長 調査概要については、陳情者のほうに一本人不在で奥様に説明をして調査に着手しております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

當間秀史環境生活部長。

○當間秀史環境生活部長 それでは、環境生活部所管の条例案件について、お

手元の資料により御説明いたします。

議案書の2ページ、乙第2号議案沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例について御説明いたします。

国の補正予算により、海岸漂着物等に係る喫緊の問題を解決することを目的として、地域環境保全対策費補助金を創設しております。本議案は、当該目的のために県が行う事業の費用及び市町村等が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、当該基金を設置すること、その管理及び処分に関する事項を定める必要があることから、当該条例の制定を行うものであります。

議案書の3ページでは、本条例の施行期日を「公布の日から施行する」と定めております。

また、本条例の失効を「平成27年3月31日限り、その効力を失う」と定めております。

以上、乙第2号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 平成27年3月31日限りということで、時限立法的な条例になっています。その理由を説明してください。

○當間秀史環境生活部長 今回の基金は、国の経済対策によって設けられた基金です。国のほうは平成27年度までに基金を使ってもらいたいということがあります。それ以降については、国は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律—海岸漂着物処理推進法において、政府は海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならないとされておりますことから、政府においては、いずれも平成27年度以降も予算措置は考えているところではありますが、ただしその際、今10分の10の補助金ですが、この補助の割合を見直す予定があるということがありまして、県としては全国知事会を通じてきちんと10分の10の補助金がもらえるように要請していくということで動いていま

す。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 このスキームは一財源は国が手当てするという事によろしいですか。

○當間秀史環境生活部長 そのとおりです。

○奥平一夫委員 ちなみに、幾らくらい基金を積み立てていく予定ですか。

○當間秀史環境生活部長 今回の補正予算に計上してありますが、6億円の基金となります。

○奥平一夫委員 これはいわゆる平成25年度、平成26年度の2カ年間で6億円ですか。

○當間秀史環境生活部長 そういうことです。

○奥平一夫委員 これまで海岸漂着物は随分一特に離島や先島のほうからもこの処理を何とかしてほしいという行政に対する要望がたくさんあったと思います。これまでどのような仕組みで漂着物の処理がなされてきましたか。

○當間秀史環境生活部長 これまではグリーンニューディール基金といいまして、その中で海岸漂着物の処理対策をしておりました。そのときのスキームといいますか、回収事業としては、環境生活部のほうから海岸管理者である土木建築部と農林水産部に金を流して、各土木事務所あるいは各農林土木事務所で回収事業をしてもらうスキームでした。

○奥平一夫委員 これまで幾らくらいの事業費で処理が行われたかわかりますか。

○當間秀史環境生活部長 これまで7億8000万円程度で、回収したごみが大体1万4000立米です。

○奥平一夫委員 今回の条例、推進事業の中で、皆さんのチャートを見ますと、事業の対象となる地域として、対策を重点的に推進する区域に限定されておりますが、この区域はどういう地域が対象区域として考えられていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 全県を91地区に区分しまして、全県的に取り組めるような形にしております。それを今年度、次年度ということで事業を進めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 全県とりこぼしのないように入っているわけですね。

○比嘉榮三郎環境整備課長 はい、そのとおりでございます。

○奥平一夫委員 この対策に発生抑制対策がありますが、この漂着物の発生を抑制するということがよくわかりません。つまり、どういうことかといいますと、ほとんど外国からの漂流物だと思っているので、これを対策するにはどういう方法があるのかと思って。少しわかりませんが、どういうことを考えていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在、委員のおっしゃるように、発生源としては中国、韓国、あるいは台湾等からのごみが多いということになっています。現在、回収事業としては、各地域においてやっておりますが、また発生源対策としては今年度、次年度に、例えば、沖縄県と台湾であるとか、そういうところで地域交流を進めていって、その中で沖縄県の現状報告であるとか、いろいろな取り組みをしていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 やはりこれは発生源がそもそも外国なわけですから、そこへ到達したごみをそれぞれの市町村や県で処理しなさいということは道理に合わないと思います。ですが、環境生活部長から話がありましたように、いわゆる国からの財源の割合が減るのではないかという話がありましたが、この話し合いは既にされていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 内容等については、具体的には話は進んでおりませんが、皆さんに配付しております推進事業のスキームをごらんいただければと思います。この中で国が都道府県のほうに補助金を今回100億円出すという

ことになっていますが、その中で補助率2分の1、左側のほうにあります、補助率、地域計画策定等があります。これについては今後も補助率がそういう形になってくるだろうということで、あと右側にあります10分の10につきましては、今後いろいろな形で検討していくというようなことを聞いております。

○奥平一夫委員 最後になりますが、この海岸漂着物は一般ごみですか、それとも産業廃棄物ですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今回、事業者が回収をしていくものにつきましては産業廃棄物扱いになります。産業廃棄物になりまして、もう一つ、ボランティア活動などで集めたものは一般廃棄物となり、市町村が処理するという形になっております。

○奥平一夫委員 こういった分け方は少しおかしいと思います。ボランティア活動の回収では一般ごみ、業者が回収したら産業廃棄物になるという分け方はどういうところからの考え方ですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 基本的に海岸漂着物は、通常の場合は一般廃棄物になります。ただし、今回のように例えば県が補助を出します、そして土木建築部経由で委託事業になっていくという形になりますと、事業者が回収をするということで事業ごみということで、産業廃棄物という形になります。

○奥平一夫委員 一般廃棄物として焼却をされるものについても、この事業費を使って、市町村にとっては無償になりますか。あるいはいわゆる産業廃棄物についても、これを処分する際の費用も無償になりますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 はい、基本的にはそのような形をとります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 これは県と市町村が協議会を設けるとなっていますが、これはできていますか。今からですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 これにつきましては、前年度までグリーンニュー

ディール基金を用いまして、いろいろと取り組みをやってきております。その中で毎年5月に宮古、八重山とかそういう形でやってきておりますので、今回、条例ができた後、補正予算が一事業ができるということであれば、協議会を継続して続けていきたいと考えております。

○金城勉委員 発生抑制対策ですが、今話がありましたように中国、台湾、韓国等からの漂流物がほとんどだということですが、この中台韓—それぞれの国、地域との協議はどのような形でなされますか。

○當間秀史環境生活部長 これは県が調査した実態調査の資料ですが、生産国を特定できたごみの量は中国が70%、韓国が7%、台湾6%という状況です。ですから、やはりこのあたりの上流の発生源対策は重要な問題であります。我々が今後のそういった国々との連携をするときには、どういう形でやるのかということで、まずはフォーラムの形式とか、あるいはお互いのボランティア同士が交流して、お互いのごみを拾ってもらうということを考えています。具体的に今後どういったパイプづくりをするかということは、環境省とかあるいは今回知事公室のほうでフォーラムを中国や台湾とやりますので、その辺のネットワークを生かして、環境生活部も連携、ネットワークづくりをしてみたいと思っております。

○金城勉委員 中国が70%ということですから、圧倒的に大きいです。発生源となっているところはその自覚、あるいは確認はできていますか。

○當間秀史環境生活部長 そこまでは実態調査では明らかになっていません。ただ、昨今の国際通りには台湾の方や中国の方、韓国の方がおられて、沖縄の海に引かれて見に来ているわけなので、そういった沖縄のきれいな海が自分たちのごみで汚されているということはやはり心苦しかろうと思っておりますので、そういう認識を持っていただけたらと思っております。

○金城勉委員 それぞれの国が発生源になっているということは、これから交渉する協議の中で相手にも理解してもらって、その対策を協議していくという、今からということですか。

○當間秀史環境生活部長 そういうことです。我々だけが漂着を受けているわけではなくて、台湾も韓国も中国も漂着ごみがあるので、いかにしたら海のご

みを減らせるようになるのかということをお互いで検討していきたいということです。

○金城勉委員 逆に沖縄から、日本本土から向こうに漂着しているごみはありますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在のところ外国からの漂着については調査結果は出ていますが、こちらから相手国等への漂着しているというデータはございません。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 少し教えていただきたいのですが、地域計画というのは、回収計画ですか、それともそういう調査ですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 地域計画につきましては、平成21年度にグリーンニューディール基金が創設されたときに計画しておりますが、この回収計画であるとか、あるいはネットワークの構成とか、そういう形で計画をつくっております。

○新垣清涼委員 今、漂着物の回収をしますね。調査をして、国にどういうものが入っているかということをお知らせしますか。先ほど環境生活部長が、国ごとでは中国からの漂着物が70%とおっしゃっていましたが、そこは県がこういう情報交換をしますか、意見交換をしますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 これまでの調査結果につきましては国に報告しておりますが、緊急雇用対策という観点もありまして、これにつきましては回収量であったり、雇用人数、従事者数についても国に報告しております。

○新垣清涼委員 発生源を抑えることをしないと減らないわけですよね。そうしますと、平成27年度で終わるということになってはいますが、そうではなくて、発生源を抑えなければずっと出てきます。そういう意味で、調査して国に報告したら、相手国との話は県がやりますか。どこが交渉しますか。

○**當間秀史環境生活部長** 海岸漂着物の問題は以前も国の間で話し合いがされていましたが、今はもう途絶えている状況で、逆に政府のほうは海岸漂着物の処理推進法をつくってどちらかといえば解消していこうということになっています。ただ、その法律の中でも国際協力の推進ということがうたわれているので、これはやはりお互いの国の地域の中で、お互いの情報交換をして、やはり理解と協力を求めていくという手法が当然あっていいと我々は考えています。

○**新垣清涼委員** 今、中国、台湾、韓国含めて大体85%ぐらい、残りは県内一海岸で遊んだときとか、悪く言いたくはありませんが釣り人などがとかあるわけですね。そういう意味で、県民に対するそういうごみを海に捨てないよにとか、川に流さないという運動はどのように取り組んでいますか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** ごみの不法投棄も含めまして、県としてもいろいろな取り組みをしております、パトロールの実施であったり、市町村に対しても補助金、あるいはいろいろな補助金等による回収事業も含めまして、県の回収事業等も含めてやっております。そういう形でやはり各保健所に不法投棄のパトロールあるいは情報交換するところも含めまして、地域一関係市町村であるとか警察も含めていろいろな形で今取り組んでいるところです。

○**新垣清涼委員** 話を少し戻しますが、ぜひ沖縄県でもそういう発生源がわかっている地域について、県独自の交流という形で、ぜひその辺の解決策を一今それぞれの地域だとおっしゃっていたので、ぜひそういう取り組みをしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○**當間秀史環境生活部長** 以前は沖縄の海岸や浜に流れ着くのはヤシの実かガラス瓶に入った手紙など、そういった類いでした。古くはニライカナイのほうからは貴重な珍しいものが寄ってくるということで、ありがたられていたわけですが、たまにはオランダ人やドイツ人も流れてきました。そういう世界の中で、今はプラスチックなどのごみがどんどんふえてきていて、やはり発生源である中国や台湾などのよその国々に協力あるいは連携をしないと、この美しい沖縄の海岸は回復することはできないと我々は認識しております。そういった意味から、お互いの意識を高めていくような施策を進めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 今スーパーでは買い物袋を持参してもらったので、レジ袋がかなり減っていて、町なかを歩いているもそういったものが少なくなっています。でも残念ながら幾らかのものが川を流れて海に流れていって、ビールなどの6缶パックのビニールに亀が入り込んで、亀の甲羅がひょうたん型になっているとかそういうことも現実には起こっています。そういう意味で、人間の本当にちょっとした不注意が海の生き物に悪い影響を与えているわけです。やはり陸側の県民で、そういった生活ごみだとか、あるいはごみだけではなくて、先ほどヤシの実の話をしておりましたが、木の枝でも川には流さないという運動をぜひつくりあげていただきたいと思います。

○當間秀史環境生活部長 その点も我々も努力してまいりたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 私は余り海岸に行かないのでよくわかりませんが、海岸のごみは漂着物ということで大体見ていいですか。例えば、海岸をきれいにする美化運動をしようということでボランティアがいたとする。漂着物以外のごみだっていっぱいあります。そういう漂着物と名を打たないで海岸をきれいにする運動であれば、これに当てはまるのかどうか。海岸のごみの割合はどのようになっていますか。

○當間秀史環境生活部長 漂着物の定義としては、海から寄せてきたもの。それから漂着物等というのがあって、プラス陸側から出てきたキャンプ跡地のごみとかを含めて漂着物等のごみと言っています。今、漂着物等のごみで一番多いのは漁業用ブイと発泡スチロールと木くずであり、次にペットボトルとなっています。

○新垣安弘委員 これを見ると、漂着物と書いているところと漂着物等と書いているところがあります。漂着物等ということで理解していいですか。

○當間秀史環境生活部長 そうすることで理解してもらってよろしいです。

○新垣安弘委員 たまたまテレビで見ましたが、沖縄の中部の海岸だったか覚えていませんが、NPOか何かの民間団体がごみ拾いの競争をグループでさせ

て、本土からもグループで来て、ごみ拾いの競争に参加して、グループで時間内に一番多く集めたグループに賞金が出るような番組をやっていました。たまたま見ましたが、どなたか見た方いらっしゃいますか。そういうことをやっていることを知っているかどうかだけでもいいです。

○比嘉栄三郎環境整備課長 今おっしゃっているNPO等が実施しているイベントは、ごみリンピックというものだと思います。それにつきましては、県としてもNPO等が積極的にごみ拾いを実施していただくということで、環境整備課としても協賛ということで、我々としても一緒にやっていきたいと考えております。

○新垣安弘委員 それをやっている団体は幾つですか。1つですか。

○比嘉栄三郎環境整備課長 今回実施しているのは沖縄で初めてということで、現在は1カ所と認識しております。

○新垣安弘委員 すごくいい運動だと思いました。それは県としても広げる価値のあるものだと見ていますか。それだけではなくて、いいことだからもっとそういうものをつくってほしいと。

○比嘉栄三郎環境整備課長 ごみリンピックだけではなくて、県としても、ほかにもいろいろな海岸ごみの回収等を沖縄クリーンコーストネットワーク—OCCNということで、海上保安庁やいろいろな方々と一緒になって取り組んでいるところです。年間1万人の方々が清掃に参加していただくということもあります。我々としても、こういったイベントなどにつきましては積極的に後押ししていきたいと考えております。

○新垣安弘委員 例えばの話、ごみリンピックは恐らく、私が見た限りではスポンサーからの提供を受けて賞品をつくっていたと思います。あのようなものに対して、この基金の中から出せるようなものですか。

○比嘉栄三郎環境整備課長 現在のところ、NPOがやる事業に対しては難しいと考えております。

○新垣安弘委員 その理由は何ですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今のところ事業者として捉えているのが市町村と県の土木建築部、農林水産部とか公共機関を考えておりまして、NPOに対して今のところ補助対象ではないということがありまして、今のところは難しいかと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、環境生活部関係の陳情平成24年第76号外15件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境生活部長。

○當間秀史環境生活部長 それでは、環境生活部所管の陳情について、お手元の土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、目次にあるとおり、新規3件、継続13件、計16件となっております。

初めに継続13件中、処理方針に変更がある4件について御説明いたします。

お手元の資料1ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の1につきましては、環境省が災害廃棄物の処理工程表を公表したことに伴い、大幅に変更があった部分について御説明させていただきます。

下線部をごらんください。

その後環境省は、平成25年9月27日付で災害廃棄物等の進捗状況の中で、広域処理が必要な岩手県の33万トン、宮城県の32万トンについて、これまでの調整の結果、現時点で1都、1府、16県85件において実施済み、実施中であり、広域処理必要量66万トンに対し、全て受け入れ見込みとなっていると発表されております。

次に、2ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の2につきましては、応急仮設住宅の提供世帯数等に

変更があったこと等から、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、12ページをごらんください。

陳情平成25年第16号につきましては、産業廃棄物管理型最終処分場の建設について、本年9月19日に、安和区、名護市、事業主体の沖縄県環境整備センター株式会社及び沖縄県の4者で基本合意書を締結したことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、14ページをごらんください。

陳情平成25年第17号につきましては、3回目の地下水の広域的な水質調査をことし8月に実施したことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、17ページをごらんください。

陳情平成25年第21号につきましては、同法案の提出時期を明確にしたことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

続きまして、新規の陳情3件につきましては、処理方針を御説明いたします。

24ページをごらんください。

陳情平成25年第98号動物愛護管理センター・動物保護活動に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1、動物愛護管理センター内のパルボウイルスの蔓延防止策・予防策を実施することについて。

動物愛護管理センターにおいて収容される犬・猫については、野良犬、野良猫などさまざまな環境下で生活してきた犬・猫も多数含まれていることから、収容された動物の健康管理や、動物の収容施設等の衛生管理が重要業務の一つとなっております。パルボウイルスへの対応としては、感染の疑いのある個体について糞便検査を実施し、陽性となった犬は隔離室に収容しております。また、犬猫搬入室、移送エレベーター、収容施設、手術・検査室などを毎日清掃後に消毒液で消毒しております。また、パルボウイルスによる感染拡大を防ぐために、犬の収容施設の清掃・消毒の強化、搬送用トラックの清掃・消毒の強化、パルボウイルスに感染した犬を早期に発見できるよう収容施設の犬の見回り回数の増加なども行ったところです。

2、譲渡対象動物の制限を撤廃し、同センターに収容されている動物の引き出しの可否を団体・ボランティアに判断させることについて。

動物愛護管理センターでは、収容された犬・猫にできるだけ生存の機会を与えるため、飼養希望者が愛情と責任を持って終生飼養を行うことを条件に、不妊去勢手術を施し、1回の混合ワクチンを接種した上で、無償で譲渡しております。譲渡に当たっては、動物愛護管理センター犬又は猫等の譲渡取扱要領に

基き、家庭動物としての適正を評価し、適正があると認められた犬・猫について譲渡を行っており、譲渡後、重大な咬傷事故につながらないように譲渡後の新たな飼い主への安全面を確保しなければならないため、ピットブルなどの闘犬は、譲渡に適さないと判断しております。また、負傷した犬・猫や罹患した犬・猫についても、新たな飼い主が治療費を負担できる場合を除き、譲渡には適さないと判断しております。しかしながら、病気に罹患した犬猫、老犬・老猫、かみ癖のある子犬などを譲渡対象とすることについては、動物愛護団体などと改めて検討し、原則にとらわれず、それぞれの犬・猫の状態に応じて検討し、対応する考えです。

25ページをごらんください。

3、県内の動物愛護団体(米軍基地内の団体を含む)・ボランティアとの協働体制を構築することについて。

県としては、犬や猫の殺処分数を減らすためには、動物愛護団体やボランティアと連携・協働していくことが不可欠であると考えていることから、動物愛護団体等の皆様には、県が主催する動物愛護週間行事への参加や、犬・猫譲渡ボランティア制度の活用、動物愛護管理センターにおける犬の譲渡会への参加などの協力をいただいているところであります。今後も、動物愛護団体等との定期的な会合や、普及啓発活動、イベントの共同開催、収容動物の確認や引き出しなどに関する協力体制について、充実が図られるよう努めていく考えであります。

26ページをごらんください。

陳情平成25年第103号アスファルト切断汚濁水の取り扱いと適正処理に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

アスファルト切断時に生じる濁水の適正処理については、平成23年11月に市町村関係課長に対して、廃棄物処理法上の汚泥となり、法律に基づき適切に処理するよう通知しています。また、平成24年3月には各保健所長、市町村長及び社団法人沖縄県産業廃棄物協会に対して、土木建築部と連携して適正処理について通知しています。平成24年12月には、県関係部局や沖縄県建設業協会等関係団体に対して説明会を開催しています。平成25年1月には、汚泥の再生資材が土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準、ゆいくる材の品質基準等に適合し、適切な再生利用が可能であることが確認できる場合は、再生利用が可能であることを各市町村長、社団法人沖縄県建設業協会など関係団体に通知しています。県としては、アスファルト切断時に生じる濁水の取り扱いについては、国への照会を行っているほか、他自治体の事例等も参考にしながら対応しているところであり、今後とも、関係機関と連携しながら排出事業者や

産業廃棄物処理業者へ周知徹底し、指導に努めていくこととしております。なお、不適正な処理事案については、保健所による指導を行っているところであり、引き続き監視、指導を継続していくことにしております。

27ページをごらんください。

陳情平成25年第123号産業廃棄物最終処分場からの地下水に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

県では、産業廃棄物最終処分場は水質汚濁防止法及び沖縄県生活環境保全条例の対象外施設であることから、廃棄物処理法に基づき指導を行っています。また、県では、同処分場周辺の地下水から環境基準値を超えるヒ素などが検出されていることから、その原因把握を行うため、平成25年1月の冬期調査から11月予定の秋期調査まで複数回調査を実施し、季節的なデータの推移や傾向を含めて専門家の意見を踏まえて総合的に考察することとしています。調査地点については事業者が設置した井戸5カ所、沖縄市が設置した井戸2カ所、民間の井戸3カ所、比較対照地点(表流水)1カ所の計11カ所で調査を行っております。事業者が設置した井戸は、帯水槽(透水層)や不透水層の中から採水し検査しています。これまでの結果では、同処分場の周辺4カ所でヒ素等の基準値超過が確認されていますが、下流域である民間井戸は基準値内となっています。また、同事業者の所有する産業廃棄物最終処分場(管理型1カ所、安定型1カ所)において、処分場からの浸出水を施設外に排出しないこと、雨水の地下浸透を抑えるために覆土等を行うよう指導を行っており、浸出水については、排水処理施設で処理した後に、焼却炉の冷却水として使用されています。現在、夏期調査の結果を衛生環境研究所で分析しているところですが、その結果も踏まえ、地元3自治会、営農団体、事業者、県及び沖縄市の7者で構成されるごみ山改善進行管理協議会とも協議しながら、対応していくこととしています。

以上、環境生活部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 1 ページ、陳情平成24年第76号瓦れきの広域処理の問題点についてお聞きします。これは2つ陳情しておりますが、私は1つだけ瓦れきの問題をさせていただきます。1点だけお聞きしたいです。陳情処理方針について、環境省から全て受け入れ見込みとなっていると発表されていると。全て受け入れ見込みとなっていると発表されているのに、なぜいつまでも受け入れませぬという文言を県が撤回しないのかと非常に不思議です。これまで一つも受け入れしていませんよね。態度も曖昧なままでどうするかという姿勢が全く明確ではなかった。それでも国はこれ以上、受け入れ見込み、つまり地元で全部受け入れ見込みがありますという報告をしているわけですから、では我々は受け入れをしなくてもいいですという終息宣言といたしますか、受け入れませぬと。言葉としてどのように扱えばいいのかわかりませんが、そういうことをしないといつまでもこの陳情が生きたままになります。いかがですか。

○當間秀史環境生活部長 おっしゃるとおりです。現時点では全て処理の見込みがついたということです。ただ環境省からの発表がつい最近のものなのですが、今後県としての対応のあり方について知事にも諮って、終息できる方向に持っていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 まさにそのとおりだと思います。いつまでも残しておくわけにはいかないですよ。受け入れる量もないと国が判断しているわけですから、終息しますという宣言をきちんと県でやってください。もう一度お聞きします。

○當間秀史環境生活部長 受け入れる瓦れき等がないのであれば…

○奥平一夫委員 ないのであればではなくて、ないと言っていますよね。はっきりとしてください。

○當間秀史環境生活部長 そういうものがないということなので、どういう形になるか一宣言になるのか、あるいは記者発表になるかはわかりませんが、そういう方向で検討させていただきたいと思います。

○奥平一夫委員 それでいいと思います。

次に、10ページの陳情平成24年第171号、世界自然遺産登録に向けてということですが、陳情処理方針にありますように、条件整備等、あるいはこの問題

についての課題はどういうものがありますか。

○富永千尋自然保護課長 まず世界自然遺産登録に当たって、今環境省と進めているのは、奄美大島から西表島までの一連の島のうちの自然度の高いところを選んでそれを推薦したいと考えています。したがって、そういった場所の保護、担保措置、これはいわゆる国立公園化ということをしなくてはなりません、こういったものがまず最初の大きな課題と認識しております。

○奥平一夫委員 国立公園化に対する地域住民の考え方と申しますか、あるいはその森林をなりわいとしている森林事業者の皆さんの考え方はどうですか。

○富永千尋自然保護課長 今委員がおっしゃっているのは、恐らくヤンバル地区ということになると思います。西表島は既に国立公園化されております。さらに公園区域も拡大することを進めています。確かにヤンバルの場合は、琉球王朝時代から林業が地域に根差しながら行われてきたという場所であるとともに、一方では営みの中で豊かな自然環境が残されてきているという状況にあります。そういったことで、今環境省のほうでも地元に対する説明会、もしくは県も一緒になりまして地元の市町村、もしくはその議員の皆さまに対して国立公園化というものがどういうものになるかという話を進めています。

○奥平一夫委員 もう一つ、沖縄21世紀ビジョンの中で自然遺産登録についてはどのように書かれていますか。

○富永千尋自然保護課長 特に沖縄21世紀ビジョン基本計画の中では、ヤンバル地域の豊かな自然環境の保全を図るため、世界自然遺産登録を推進します。恐らくこういったくんだりで書かれていたと記憶しています。

○奥平一夫委員 もう一つ、生物多様性戦略がありますよね。これにはどのように書かれていますか。

○富永千尋自然保護課長 生物多様性戦略でも主に沖縄21世紀ビジョン基本計画に沿った形で記載されています。

○奥平一夫委員 その中でいわゆる北部訓練場は、訓練場ですから訓練する区

域があるわけです。沖縄21世紀ビジョンにそれが入っているのか、入っていないのかはわかりませんが、生物多様性戦略の中では訓練場に関するくだりは何かありますか。

○富永千尋自然保護課長 沖縄21世紀ビジョンの中でも北部訓練場に関する記載はあったと記憶しております。その区域については非常に自然度が高いので、例えば林野庁関係の森林生態系保全区域とかそういったものへの活用、もしくは自然を生かした活用が重要であるという表記がされていたと記憶しております。

○奥平一夫委員 今度のヤンバルの森の自然遺産登録は、やはり北部訓練場がネックになってくるのではないかと思います。環境省としてはそこを区切って、排除してほかのところをやろうと考えているということらしいです。区域を区切ってやりますとやはり保全措置が全然違ってきますし、やはり彼らがどのように区域を区切ろうが米軍はどこでも入り込んできますので、ほとんど難しいです。ですから、そういう意味では外交ルートを通じて、本来ならば訓練場の撤去なども含めてやるべきではないかと思いますが、県としてはどのように進めたらいいと思っていますか。

○富永千尋自然保護課長 北部訓練場の返還について進めるということが、知事公室長などが公式に見解として出している県の考え方だったと思います。実際に例えば、世界自然遺産登録のときに北部訓練場の取り扱いがどうなるかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり保護担保措置というのがとれないといけないので、現時点では候補地とはならないのではないかという認識です。ただし、この場所は非常に自然度が高く、県の自然環境の保全に関する指針の中でもランク1に属するような非常に自然度の高い場所ですので、こういった場所は将来的には世界自然遺産の候補地としてなり得るものかと認識しております。

○奥平一夫委員 最後になりますが、やはり地域の市町村との連携が大事だと陳情にもそのように書いています。県と市町村とどのように今連携をしているのか、それとも今後どういう連携をしようとしているのか、その辺をお聞かせください。

○富永千尋自然保護課長 地域との連携につきましては、環境省が向こうに事

務所を持っていて、かなり地域と密着した活動をしております。その関係で我々も一緒にそこに参加しながら、例えば、林道関係で希少種の保護のためのパトロールをしたり、地域の人たちと一緒に保全活動をしたりしております。県のほうでも世界自然遺産登録に向けた予算を確保しておりますので、そういったものも活用しながら地域とともにそういった活動を続けることによって連携を深めていくということを進めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 今、ヤンバルで林業をなりわいとしている事業の中で、いつも議会で問題になりますが、皆伐の問題がありますね。それについては皆さんはどのように考えてますか。

○富永千尋自然保護課長 確かに林業の場合、生物多様性の考え方でいえば生態系サービスの一つで、要するにそれを直接利用するという事です。自然環境をめぐるということは間接に利用するという事です。ですから、利用の仕方としては同じと理解しています。ただやはり皆伐はいろいろと議論があるところで、今、農林水産部の森林緑地課のほうでもそのあり方についていろいろと検討しております。例えば、沢筋を一部残すとか、尾根筋の伐採をセットバックして切る。それから択伐という方法。いろいろなことを試している最中ですので、こういったことで何とか両方が両立できる道を探していければいいかと思えます。

○奥平一夫委員 まさにそうだと思います。ぜひ頑張ってください。

次に、23ページ、陳情第50号の4についてお聞きします。与那覇湾におけるラムサール条約湿地登録に掲載された経過を持って希少生物保護繁殖センターをという要望があります。実際に登録された祝賀会に私も参加して、当時の下地環境生活部長とも話をしたら、酒も入っていたので随分サービスしてくれました。保護繁殖センターについても、当時の環境生活部長はぜひやってみたいという積極的な発言をされておりました。現在、この陳情処理方針を見る限り平成24年度から宮古島市がそういう有効活用を図る計画をつくっていると、もう平成25年度ですからできていると思えますが、これを持って宮古島市とどういう話し合いがされていますか。まだされていませんか。

○富永千尋自然保護課長 私も祝賀会に出席させていただきました。非常にいい祝賀会だったと思います。宮古島市では与那覇湾がラムサール条約湿地登録されたということで、基本計画をつくるための調査を今しております。ちょう

ど今自然環境の調査とあわせて社会環境、こういったものを含めて調査した上で、例えばどういった利活用の仕方が考えられるかということを検討していると聞いています。

○奥平一夫委員 日程的にはどのようになりますか。例えば、今基本計画ができる。次は事業の日程的なものを少し聞かせください。

○富永千尋自然保護課長 日程的には基本計画を平成25年度中につくるということです。それ以降、例えばどういった形のものをつくるかというものは、具体的にはそれが終了してから検討される形になると思います。

○奥平一夫委員 検討協議会のようなものがつくられますか。それは準備されていますか。

○富永千尋自然保護課長 検討委員会そのものの様子については入手していません。委託業務でこういったことをしているという情報はもらっています。

○奥平一夫委員 わかりました。ぜひ実現をしていただきたいと思います。

次に、新規の陳情で27ページ、陳情第123号についてお聞きします。これは何度か出ていますが、嘉陽委員のほうでほとんどされていたような気がしますが、きょうはお見えにならないので、私も少し関心がありますのでお聞きします。陳情処理の前に確認したいことがあります。この陳情者の皆さんが、この行為は極めて悪質で住民の生存権を否定する行為であり、犯罪行為にほかならないとすごく憤っているわけです。こういうごみ処理の問題はなかなか行政側が住民側の要望を聞いてくれないといういら立ちみたいなものがあって、結果いろいろなことが惹起してさらにエスカレートしていくということがあります。ですから問題は初期対応が一番大事ですが、宮古島の問題もそうでしたが大変なことになりました。結局は事が起きてから行政は対応していくという、後始末に追われることがよくあります。そういう意味では、私が見てきた処分場の問題に非常に似てきていると思います。そこで確認ですが、県としては計測手法が不透水層の下から試料を採取、検査したものであり、長期にわたって水質汚染はないと報告してきたと、これは事実ですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今委員がおっしゃるように、現在事業者につきましては5カ所程度採水しております。採水地としましては、帯水層のほうから

採水をしておりまして、不透水層の基盤がありまして、その上部及び中のほうからとっているという状況です。

○奥平一夫委員 皆さんは長期にわたって水質汚染はないと言ってきたことは事実ですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 水質検査につきましては、平成10年から行ってきております。そして平成23年8月までは水質検査をした結果、全て基準値以下だったということでそういう見解をしております。ただし、それ以降につきましては、3カ所のうちの1カ所からヒ素等が出てきたことを確認しております。

○奥平一夫委員 これは前回の土木環境委員会で嘉陽委員が指摘をしました。それで初めてわかったわけですか。それでいいですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 これまでの、現在11カ所の地下水調査をしておりますが、これにつきましては地元の協議会も含めまして採水ポイントも確認しております。そして、1月、5月の分の結果につきましては、7月31日でしたか、地元向けの住民会で説明をしておりますし、7者がやっております協議会の中でも報告しております。

○奥平一夫委員 ヒ素が出てきたのはどういう理由だと考えておりますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 これまでの1月、5月の調査結果を踏まえまして、これまで自然由来ということも考えておりますし、調査結果を踏まえまして、現在、処分場あるいはその他にも原因等があるのではないかと考えております。そのことにつきましては専門家等の意見も踏まえながら、協議会の中でも話し合いをしていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 11カ所でボーリングしていろいろ調査したと。ところが4カ所からヒ素が基準値を超えるような濃度で出てきたということですね。4カ所から出ている。これは地域住民にとっては非常にただならないことです。基準値を超えるほどのヒ素が出てくるわけですから。対策として、皆さんは広げていろいろなところでボーリング調査をすると処理方針に書いていますか。やろうということですね。結果はいつわかりますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在、11カ所のポイントで地下水の採水調査をしております。4カ所につきましては、委員のおっしゃるようにヒ素等が出ています。ただし、処分場から200メートル、300メートル下流域側にあります民家地域の井戸につきましては全てヒ素等は環境基準値以下になっております。

○奥平一夫委員 それは非常にいいことです。だけれども、結局は下流域には影響はないけれども、上流域の4カ所には影響があったということですよね。これはだんだん下流に進んでいくわけですから、それで安心だということではないですよ。

○比嘉榮三郎環境整備課長 委員のおっしゃるように、現在のところ4カ所でヒ素等が超過しております。ただし下流域の民家地域については超過していないということがありますし、今回8月にも調査を実施しております。今後も10月から11月にかけて再度やっていくということもあります。もう一つは、専門家の意見としまして、例えば、この地域につきましては南側の方向に対して地下水が流れていくということがあります。もう一点は、地下水の流速としまして1日当たり86メートルくらい流れていくと。そうすると、200メートルから300メートルくらいになると、2日から3日くらいで到達してくるということもあります。それからしますと現在、調査しております1月、5月、今回は8月に調査をしております。民家側から出ないということであれば、ある程度ヒ素等の基準超えは部分的に一東側であるとか、最終処分場の限られた区域で発生しているということも考えております。

○奥平一夫委員 ですから4カ所も出ているわけですから、発生源をどのように特定していくかということが大事だということと、流速が1日86メートルということで、何か月もたっているからそれで大丈夫だという話にはなりません。そこに住んでいる人は、その水を飲まれた後に実はヒ素が発生してましたという話にならないわけですから、これは徹底して調査をすることです。発生源のみではなくて、もしかすると広範囲に広がっている可能性があるわけですから、これをおろそかにすることは絶対に許しません。これは県議会議員として私も認めませんし、徹底してこれをやるということを一まずは予防でとめていかないと、地域の住宅までこれだけ離れているから大丈夫だとか、流速が1日86メートルだから大丈夫とか、そういう予断を持って調査をすると大変なことになります。これは絶対にもっと気を引き締めて徹底調査をしてください。もう一つですが、浸出水を排水処理施設で処理した後に、焼却炉の冷却水として

使用しているというのはどういう理由でしていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 先ほどから委員がおっしゃるように、県としましても地下水調査については今後また徹底して調査していきたいと思っております。対策についても早目にとということで、やはり原因と考えられる事業者に対しても早期の対策をとるようにと指示しているところです。井戸についてもサンプリングを沖縄市とも調整しているところですが、地域を広げてできる場所はないかということも調整しているところです。浸出水の話ですけれども、これにつきましては、もともと浸出水が出てきたところはごみ山になっているものですから、ごみを改善する際にどうしても飛散すると。それを防ぐために一時期はとった水を散水用に使っておりました。使っておりましたが、やはりそれについても地下への影響が大きくなるだろうということで、今現在は焼却炉で使うようという指示をしています。

○奥平一夫委員 なぜ焼却炉で冷却水として使っているのかと聞いています。それは皆さんが認めたわけですよ、なぜ認めたのですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 これにつきましては、処理する必要がないからそのまま使いました。

○奥平一夫委員 これは本当は使うべきではないと私は思います。いわくつきの事業者がやっています。ごみ山になるほど県が管理を怠って、山のように積み上げられて初めてこのことが重大に世の中に知れわたったわけです。1点だけ資料を出してください。浸出水の環境調査がありますよね、データ。四、五年にわたっての資料があれば出してください。

○比嘉榮三郎環境整備課長 わかりました。データにつきましては後で提出いたします。

○奥平一夫委員 最後に、幾ら浸出水で処理したといっても、これを焼却炉においてさらに濃縮—皆さんは環境基準値以内だといつもごまかしますが、環境基準値内といってもどんどん濃縮していく可能性があります。これは自分の島で経験しているのでわかります。あの島の海には魚はいません。どんどん濃縮しています。そういう意味では幾ら焼却炉であっても、こんなことをしてはだめです。これはやるべきではないと思います。ぜひこの問題は住民の命と暮ら

しを守るという視点で取り組んでいただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑ありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 陳情平成24年第76号の瓦れき処理についてお聞きします。先ほどの奥平委員の質疑について異論を挟まなくてはいけないので、させてもらいます。これは前にも話をしたことがあります。私は本会議で知事に求めましたし、知事は政治判断でそれを決められました。全国知事会議で総理大臣に言われて決意をしたわけですが、それをこういった委員会で環境生活部長が「この陳情は撤回となっておりますが、それを出すということは適切ではない」ということで、逆にこのことについて撤回してもらいたいです。

○當間秀史環境生活部長 知事の姿勢としましては、今回の東日本大震災の支援につきましては、瓦れきも含めて沖縄県でできることは全てやりたいということです。ただ今回、環境省のほうからこういったことで瓦れきについては全て受け入れが済んだという発表がなされたところから、今後先ほども申し上げましたけれども、知事とも相談してどういった方向性を持っていくのかということ考えております。

○浦崎唯昭委員 陳情処理方針にも書かれておりますように、受け入れ見込みになったということであり、これはまた同時に瓦れきの処理が全て終わるときがきます。そのときが瓦れき処理の終息です。それで自然的に閉じていかざるを得ないということです。今、そういう見込みを受けて、そういう話をするのは適切ではないと思います。まだ知事と相談するような段階ではないと私は思います。それは自然的に全部処理されたならば、それはそういう状況がいつか来ます。それを知事に相談する時期ではないと言わざるを得ないし、ある意味で知事の政治行動に対する問題でもあります。適切ではないと思っています。

○當間秀史環境生活部長 ですから見込みという段階の中でどういう対応ができるのか、あるいは今回の環境省の発表がどの程度のものなのかは環境省にも確認はしますが、そういうことを踏まえて知事と調整していきたいということでもあります。

○浦崎唯昭委員 終息宣言はまだされておられませんので、そういう中で全国都

道府県の瓦れき処理に対する、ある意味では仕事は残っていると云わざるを得ないです。そういう意味では、終息される時期が来るときに今のような判断が出てくるべきだと思います。いま一度そのことに対して御答弁ください。

○**當間秀史環境生活部長** いつの時点で政府のほうが、あるいは地域のほうが終息宣言をするかは確かに見えないところではあります。そういうことも含めて知事と相談して今後方向性を決めたいと思います。

○**浦崎唯昭委員** ぜひ慎重に取り扱ってください。

次に、陳情第98号の動物愛護管理センター・動物保護活動に関する陳情についてお聞きします。去る定例会で那覇市は、一括交付金を活用して去勢手術をしていくということで、これに関しては観光上も教育上もいろいろと問題があるということでそういう決断をされたようであります。全県的に沖縄県がこれにどう対応するかということは、この陳情書を見る限りにおいても、深刻な問題だと認識せざるを得ません。そういう中で猫や犬の捨てられる状況が、ヤンバルでは希少動物に対しても大きな影響を与えるということで大変な大きな問題であると言わざるを得ません。そういう意味で、皆さん方の処理方針に基づいての処理方法はわかりましたが、これに対してはまだ一步踏み込んで対処していかなければ、犬、猫の問題は簡単に終息するようなことではありません。これに対しては自然保護課が担当だと思いますが、ぜひもっと踏み込んだ対応をして、実質的な行動の中で示していくように御答弁いただけますか。

○**當間秀史環境生活部長** 実は以前と違って一かつては犬、猫の収容数は犬のほうが多かったのですが、現在は猫のほうがかなり上回っているような状況です。これは地域において、そこで餌を与えたりして繁殖している状況があります。ですから我々としては、今後は地域猫制度というものをつくって、そこにいる猫を一代限り去勢不妊手術をして、一代限りの猫を地域として飼っていただいて、そこで生を全うしてもらおうことも考えているところでもあります。

○**浦崎唯昭委員** 私の周辺にはたくさんいまして、寄ってくるので私も食事を上げましたら、今のような話で1年に1匹で80匹ほど産むそうです。それを考えると大変な数になります。そういう意味で今おっしゃるような部分も含めて一那覇市は先ほど言いましたように去勢手術をするということで決めたようですが、ぜひこのことにつきましては本当に真剣に考えていただきまして、観光行政上も、教育上も対応しなくてははいけないと思いますので、ぜひ対処してい

ただきますようによろしくお願いいたします。

委員長に1つお願いしたいことがあります。現場を視察することも大事ではないかと思いますがどうですか。そういう方向性も考えていただければありがたいと思います。

○中川京貴委員長 後ほど検討したいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 24ページの陳情第98号についてお聞きします。動物愛護管理センターに持ち込まれる猫について一代限りの避妊手術をして、飼いたい人に譲るということです。一般質問でも私がやりましたが、北部の3村で取り組みをしていますよね。猫の場合、不妊去勢手術は幾らくらいかかっていますか。

○富永千尋自然保護課長 猫の不妊去勢手術については大体5500円くらいと聞いております。

○新垣清涼委員 混合ワクチン1回は幾らですか。

○富永千尋自然保護課長 今正確な数字を調べているところですが、恐らく1000円以内では処置できたと思います。

○新垣清涼委員 動物愛護管理センターに連れてこられた、保護された猫の場合は、そこで不妊手術をして無償で譲渡ということですが、やはり今、町なかを歩いていても犬よりも猫の交通事故が多いです。観光立県としてもこういったことはよくないと思います。私は宜野湾市ですので、宜野湾海浜公園などに行きますと、夕方になると散歩しながら餌を持って来る方がいます。その人が来ると猫はわかっていてどんどん出てきます。私たちが通ると猫は逃げて行きます。その人が通ると寄ってきます。そこにたくさん繁殖している可能性があります。そういうものをやはり断ち切るというときつい言い方になりますが、そういう野良猫もどうにか確保して、去勢手術をして、欲しいという方には上げるという、そういう取り組みをある一定期間、これは公費を使ってでも取り組むべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 県のほうでは平成25年3月、ことしになりますが沖

縄県猫の適正飼養ガイドランをつくりました。背景としては先ほど環境生活部長からの説明があったとおり、猫の殺処分数がずっと横ばいだという現状を踏まえて、これに力を入れないといけないということで、そういうことをしております。その中で飼養の4原則ということで、1つはまずは終生飼養、最後まで飼ってください。それから不妊去勢措置をしてください。もう一つは、屋内で飼育してください。最後に所有者を明示してください。この4つです。沖縄県ではまだ室内飼育はそれほどポピュラーではないですが、今後こういった取り組みも進めて、猫は家で飼うものということを広めていきたいと思います。以前、犬は放し飼いでしたが、しかし今は普通につながれて散歩できるようになっている。そういう世の中にするようにしていきたいと考えています。もう一つは、地域猫対策として、公園の猫を一代限りで命を全うしてもらおうということです。そこでそういう状態がずっと続くというのではなくて、最終的には、屋外で誰に飼われているかわからないような猫がいるということなくしていくことが究極の目標です。今、地域猫対策に関しては市町村に一動物愛護管理センターとも協力してできるので、モデル的にやってみないかということで声かけをしています。

○新垣清涼委員 ぜひそういうモデル地域をつくってほしいのですが、北部では獣医が中心になってやっていますよね。向こうは積極的にやっています。先ほど浦崎委員からもありましたが、やはり中南部の不用犬をあるいは不用猫を、北部に持って行って捨てている例もかなりあると聞いています。そういうことをさせないためには、やはり今おっしゃるように飼養ガイドラインですか、それをぜひ一つのハンドブックといいますか、そういう形で譲り受ける方にはきちんと誓約書ではないですが、そういうことを守ってほしいということと、簡単な飼育方法について書かれたものを発行していただきたいと思います。私はこれを守って育てますと。この子の一生はきちんと見ますというようなものを作ってほしいと思います。それからもう一点、そこでもらい受けている人たちは一血統書といいますか、有名といいますか、人気のある子犬が結構来るみたいですね。それを譲り受けている方はブリーダーといいますか、そういう方たちにはわたっていないですね。そういう確認はできていますか。

○富永千尋自然保護課長 現場で譲渡された方がブリーダーなのかどうかという確認はされていません。ただ譲渡するときには、毎週水曜日に譲渡会をしておりますが、そのときに2時間、事前に講習会をして、犬の飼い方とか本当に犬を飼えますかときちんと確認した上で、当然原則は終生飼育です。最後まで

飼ってくださいということをきちんと説明をして、譲渡しております。

○新垣清涼委員 譲渡される場合、先ほど私は宣誓書のようなことを言いましたが、そういう誓約書と申しますか、受け取りをするときのサイン、住所、氏名、年齢などがありますか。

○富永千尋自然保護課長 誓約書まで書いているかどうかは確認していませんが、譲渡された方の住所、氏名は記録しております。また、もう一度繰り返しますが、その前に講習会を受けないと譲渡できない仕組みになっております。

○新垣清涼委員 こういう動物を繁殖させるブリーダーと申しますか、こういう人たちが金もうけのために動物をどんどん繁殖させる。飼う人たちも小さい子犬のときにはかわいいから飼うけれども、あるいは子猫でも。大きくなってきて自分の言うことを聞かなくなってくると処分したりとか、そういうことがあるので、やはりそこはきちんと教育して、それからブリーダーに回らないようにしていく。ある意味で、そこまで指導する必要があると思います。本当に動物を好きな人たちがきちんと最後まで飼うような、そうでないといけないと思って今こういうことを言っています。ぜひ責任感を持たせる意味でも、受取書のような形で誓約します、守りますということをその辺をやってほしいですが、どうでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 今委員から話がありました動物取扱業者に対する指導は、動物愛護管理センターのほうで実際にきちんとやっております。今回、動物愛護法の改正がありまして、この中でやはり現物を確認したり、対面説明一要するにこの動物はこういう動物ですという説明をなささいということを業者にも義務づけられています。こういった指導は動物愛護管理センターでも充実させていきたいと考えています。また、終生飼育は動物愛護管理推進計画の中でも基本原則として設けております。そのような形で譲渡する方たち、もしくは今後犬、猫を飼う人たちには啓発普及を強力に進めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 ヤンバルの希少種、ヤンバルクイナなどを守るためには、捨て犬、捨て猫をなくすことも大事だと思います。そういう意味でのパトロールはその辺はどうですか。

○富永千尋自然保護課長 実際に例えば、捨て犬、捨て猫専用のパトロールがあるか否かの把握はしていませんが、1つはゴールデンウィーク時にその傾向があるということで、県と環境省と地元の自治体もしくは警察も含めて、捨て猫、捨て犬防止キャンペーンということで、北部でもチラシを配って普及啓発活動をしているところです。

○新垣清涼委員 動物愛護団体もいるので、そういう皆さんに、例えばその期間でもいいですから、パトロールという形で—アニマルポリスでもいいですが、そういう形で委嘱して、委嘱ですからボランティアという形で、ただし腕章などをきちんと発行して注意ができるように、なかなかそういう場面には遭わないかもしれないですが。そういう活動をやっているということがマスコミなどで報道されれば、向こうに連れて行って捨てることもないと思います。そういう取り組みも必要かと思いますが、どうでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 特にヤンバル地域については、今世界自然遺産登録の候補地になっているということで、非常に自然豊かなところです。そういうことで、今環境省もしくは地元も中心になりながら、さまざまなパトロール活動をしております。そういう中でぜひこういった捨て犬、捨て猫問題も対処していきたいと思います。また、国頭村のホームページを見ていただきますと、ヤンバルマナーということで5つか6つ書かれています。そのマナーの中に動物はこのように飼いましょうとか、捨て犬、捨て猫は防止しましようということもありますので、こういったものを広く県民に伝えていきたいと考えます。

○新垣清涼委員 それをホームページで見る人は見ますけれども、ぜひ県が、あるいは市町村が、そういったパトロールをしていますという、こういうマークをつけた車でとか、あるいはこういった腕章でとかいうことを、マスコミを使って流すことで抑止力になると思いますので、ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、本陳情は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についての説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 ちなみに、全国水準と県の企業局の料金の差はどうなっていますか。

○平良敏昭企業局長 沖縄県の場合は1トン当たり35円、全国平均が22.8円で約23円です。

○金城勉委員 結構差があるのですね、この要因は何ですか。

○平良敏昭企業局長 供給量に大きく起因していると思います。例えば、東北あ・たりだともう少し安いです。水源が多いということ。それから水源から近い。沖縄の場合は北部から全部集めてくるということで、供給量も少ないです。今、契約水量が日量1万8000トンから1万9000トン前後くらいですから、その辺の規模の差が大きいと考えています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決などについて協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第2号議案沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案、乙第10号議案及び乙第11号議案の議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案、乙第10号議案及び乙第11号議案の議決議案3件は可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情46件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会の所管事務に係る決算事項の審査日程を議題に追加することについて協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

閉会中継続審査及び調査事件となりました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についての審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、10月16日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 中 川 京 貴